

栃木県障害福祉計画 (第7期計画)・

栃木県障害児福祉計画 (第3期計画)



令和6(2024)年3月

栃 木 県

目次

第1章 栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 根拠法令	1
3 計画の期間	1
4 区域の設定	1
5 計画の達成状況の点検及び評価	2
第2章 栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）	2
I 令和8（2026）年度の目標値	2
1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行	2
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
3 地域生活支援の充実	4
4 福祉施設から一般就労への移行等	6
5 障害児支援の提供体制の整備等	7
6 相談支援体制の充実・強化等	12
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
II 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	14
III 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	24
IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項	25
1 障害者相談支援体制推進事業	26
2 障害者就業・生活支援センター事業	27
3 発達障害者支援センター運営事業等	28
4 高次脳機能障害支援普及事業	29
5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業	30
6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業	31
7 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	32
8 依存症対策総合支援事業	32
9 子ども若者・ひきこもり対策推進事業	33
10 難病相談支援センター事業	34
V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置	35
1 サービスの提供に係る人材の研修	35
2 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上	36
VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	37
1 障害者等に対する虐待の防止	37
2 意思決定支援の促進	38
3 障害者等に関する感染症対策	38

4	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	38
5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	38
6	障害者等の文化芸術活動支援等による社会参加の促進	39
7	障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進	39
8	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	39
9	障害を理由とする差別の解消の推進	39
10	地域共生社会の実現に向けた取組	40
11	障害者の家族に対する支援の推進	40
VII	圏域ビジョン	41
1	県全体	41
2	圏域の状況	44
(1)	宇都宮障害保健福祉圏域	44
(2)	県西障害保健福祉圏域	47
(3)	県東障害保健福祉圏域	50
(4)	県南障害保健福祉圏域	53
(5)	県北障害保健福祉圏域	56
(6)	両毛障害保健福祉圏域	59
3	まとめ	62
	計画策定の経過	65
	栃木県障害者施策推進審議会委員名簿	65
	栃木県自立支援協議会委員名簿	66

第1章 栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

なお、本計画は、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「国の基本指針」という。）に即して策定しています。

2 根拠法令

障害者総合支援法第89条第1項

児童福祉法第33条の22第1項

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年

4 区域の設定

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、栃木県障害者計画で設定した障害保健福祉圏域と同一の6つの圏域を設定します。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市 塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

【栃木県障害保健福祉圏域図】



5 計画の達成状況の点検及び評価

- ・ 計画に盛り込んだ目標値等について、少なくとも年1回は実績を把握するほか、障害福祉施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- ・ 中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）

I 令和8（2026）年度の目標

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

- 本県では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業等を、障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ適切かつ効果的に提供することを促進し、障害者支援施設から地域生活への移行^{※1}を進めます。
- 本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、令和5（2023）年3月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、令和8（2026）年度末までに地域生活に移行する者の目標を次のとおり定めます。
- 本目標の達成に向けて、就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。
- また、障害者が一人暮らし等を希望する場合に、その実現に向け、自立訓練等のサービスの充実や賃貸住宅入居に向けた居住支援の拡大を推進するなど、支援の充実を図ります。

【障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標】

項目		目標	考え方
R5.3.31時点の入所定員(A)		2,174人	都民施設 ^{※2} を除いた、障害者支援施設の定員総数
R8年度目標	地域生活移行者数 (R8年度末までの累計)	30人	(A)の約1.4%
	入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮する

〈目標設定の考え方^{※3}〉

- ・ 地域生活への移行の実績や全国平均に比べて重度者の割合が高いこと等本県の実情を踏まえ目標を設定しています。

〈参考〉第6期計画における実績

	目標	令和3年度	令和4年度
入所定員	現状維持 (2,184人)	2,174人	2,174人
地域移行者数(累計)	32人	9人	15人

※1 地域生活への移行とは、「障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅に移すこと」です。

※2 東京都民が入所することを目的として設置された障害者支援施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除きます。

※3 目標の設定に当たっては、平成22年改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上のものに限る。）であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの（継続入所者）の数を除いて設定します。

重度者とは障害支援区分5、6の利用者であり、全国の重度者の割合が83.0%であるのに対し、本県の重度者の割合は88.6%となっています（令和5（2023）年2月現在）。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。
- 長期（慢性期）入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、令和8（2026）年度末の精神病床における入院患者数、入院後の退院率、及び退院後1年以内の地域における生活日数の平均（地域平均生活日数）の目標を次のとおり設定します。
- 本目標の達成に向けて、地域における居住支援の充実を図るため、グループホームにおける精神障害への対応力向上を図るとともに、不動産事業者への精神障害者の理解や関係部局との連携を推進することにより、賃貸住宅入居に向けた居住支援を拡大し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の体制強化を図ります。
- また、精神保健福祉法の改正趣旨を踏まえ、市町における精神保健相談支援体制の整備や、未治療・治療中断者等を対象とした精神保健アウトリーチ事業、措置入院患者等を対象とした精神障害者退院後支援を推進し、地域における支援体制の強化を図ります。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】

項目	目標	考え方
1年以上長期入院患者数	2,391人	
65歳未満	890人	
65歳以上	1,501人	
入院後の退院率	3か月時点	68.9%以上
	6か月時点	84.5%以上
	1年時点	91.0%以上
地域平均生活日数	331.7日	R2年度（直近値）本県より上位8県の平均値

※ 保健医療計画と整合性を図り、設定しています。

〈参考〉第6期計画における実績

項目	目標	令和3年度	令和4年度
1年以上長期入院患者数	2,422人	2,806人	2,754人
65歳未満	959人	1,202人	1,152人
65歳以上	1,463人	1,604人	1,602人

*目標を達成するために必要な項目別の活動指標

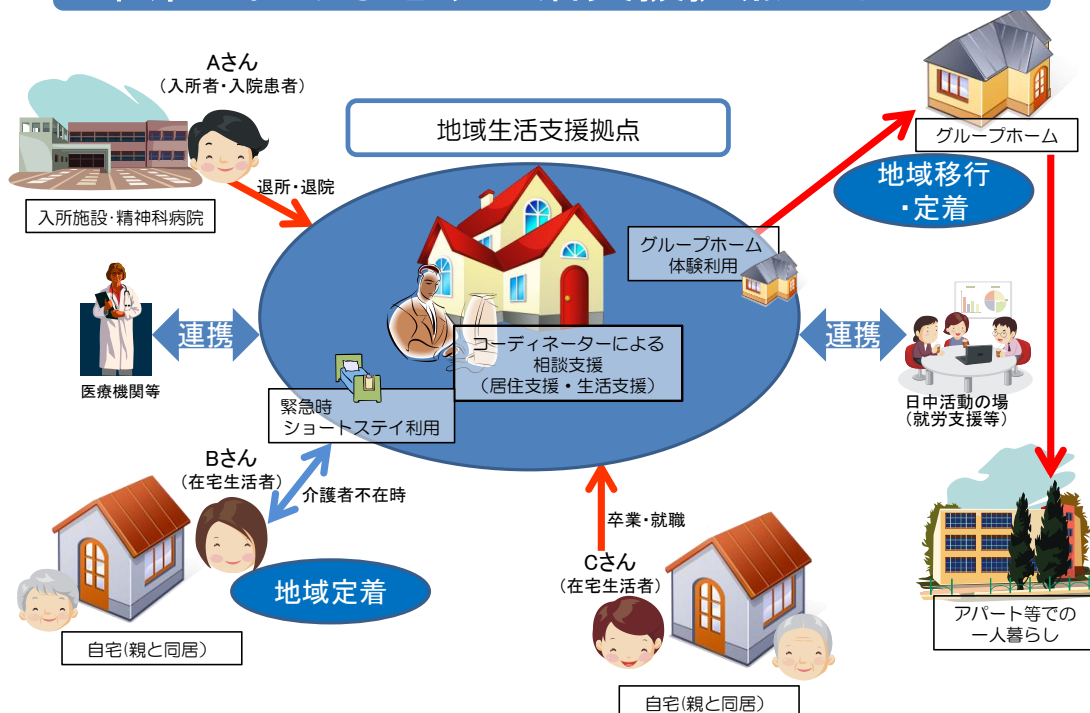
(年間量)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	44人	55人	72人
精神障害者の地域定着支援	53人	64人	78人
精神障害者の自立生活援助	26人	26人	31人
精神障害者の共同生活援助	1,304人	1,429人	1,576人

3 地域生活支援の充実

- 入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所の利用のニーズが高まっているため、令和8（2026）年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。
- 本県では、地域生活支援拠点の体制が21市町（多機能拠点整備型が2市、面的整備型が10市7町、多機能拠点型と面的整備型の複合型が1市1町）で整備されています。
- 強度行動障害を有する障害者に対し、障害特性の理解に基づいた適切な支援を行う支援者や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができ、他の従事者に支援方法の伝達ができる従事者を養成する研修を実施しています。
- 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

本県における地域生活支援拠点のイメージ



【地域生活支援拠点等として必要な主な機能】

- ◇ 地域移行・地域定着を専門とする相談支援
- ◇ グループホームの体験利用
- ◇ 地域生活者の必要に応じた短期入所受入
- ◇ 緊急時の受入・対応
- ◇ 専門的な人材の確保・養成
- ◇ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

【地域生活支援拠点等体制整備に関する目標】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等体制整備 市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能強化を図ります。

〈参考〉第6期計画における実績

	目標	令和3年度	令和4年度
地域生活支援拠点等体制整備済 市町数	25	20	21

【強度行動障害を有する障害者の支援体制整備に関する目標】

目標
各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定しています。

【目標に向けた取組】

- ◇ 地域生活支援拠点等の整備促進、機能強化
- ◇ 強度行動障害支援者の養成
- ◇ 強度行動障害者の受入に向けた周知

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、令和8（2026）年度末の目標を次のとおり設定します。
- 本目標の達成に向けて、就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、担当者連絡会議を活用するなど、福祉、産業、労働、教育機関との連携を強化するとともに、地域の就労支援ネットワークの構築に向け、関係機関を対象とした研修会やグループワーク等を実施し、多様な就労ニーズへの共有化を図るほか、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても、支援の必要性に応じて適切に利用されるよう周知に努めます。
- 一般就労が困難な障害者が障害特性に応じた働き方を選択し、経済的に自立した生活を送れるよう、福祉的就労の工賃向上を図ります。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標①】

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	238人	直近3か年の平均186人の1.28倍
就労移行支援事業	114人	直近3か年の平均87人の1.31倍
就労継続支援A型事業	98人	直近3か年の平均76人の1.29倍
就労継続支援B型事業	29人	直近3か年の平均22人の1.28倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割以上	
就労定着支援事業における利用者数	146人	R3実績103人の1.41倍
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	全体の2割5分以上	

〈目標設定の考え方〉

- ・ 福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、全国的な状況を踏まえた国の基本指針に準じて目標を設定しています。なお、一般就労への移行者数は、国の基本指針を踏まえ、現状や新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した目標を設定しています。

〈参考〉第6期計画における実績

項目	目標	令和3年度	令和4年度
一般就労移行者数	254人	151人	206人
就労移行支援事業	117人	69人	101人
就労継続支援A型事業	98人	66人	83人
就労継続支援B型事業	39人	13人	22人
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	5割	3割
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	全体の7割	全体の6割5分

* 目標を達成するために必要な項目別の活動指標

項目	数値	考え方
障害者に対する職業訓練の受講	6 人	直近 3 か年の平均 5 人×1.28倍
福祉施設から公共職業安定所への誘導	363 人	直近 3 か年の平均284人×1.28倍
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	145 人	直近 3 か年の平均113人×1.28倍
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	150 人	直近 3 か年の平均141人×1.28倍

※ 活動指標については、一般就労への移行者数の目標の考え方を準用します。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標②】

目標
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定しています。

【目標に向けた取組】

- ◇ 様々な分野と連携した支援体制の構築

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要であるため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、地域支援体制の構築を図ります。
- また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへの円滑な支援の移行が図られるよう、地域支援の体制づくりを進めるとともに、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう移行調整を図ります。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

- 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和8（2026）年度末までに地域における支援体制を整備し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 本県では、児童発達支援センターは、11市町（10施設、うち1施設は真岡市と芳賀郡4町が共同設置）に設置されており、保育所等訪問支援は、14市町（34事業所）で提供されています。

【サービスの機能等】

- 児童発達支援センターは、主に未就学の障害児又はその可能性のある児童に対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行う地域における中核的な機関です。
- 保育所等訪問支援は、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等障害児が集団生活を営む施設を保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【児童発達支援センターとして想定される主な機能】

- ◇ 身近な地域における通所支援機能としての児童発達支援
- ◇ 保育所等訪問支援の実施
- ◇ 障害児相談支援の実施
- ◇ 地域障害児支援体制強化事業における巡回支援専門員整備
- ◇ 地域生活支援事業における障害児等療育支援事業

【児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制構築の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センター設置市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上設置 地域の実情に応じ圏域での体制整備も可能
保育所等訪問支援の利用体制構築市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上設置し、全市町において保育所等訪問支援等を活用しながらインクルージョンを推進する体制を構築

〈児童発達支援センター設置の考え方〉

地域における社会資源の不足など、様々な要因から児童発達支援センターの設置が難しい地域においては、障害児やその家族からのニーズに応じて、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することが求められます。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- 医療、保健、福祉、教育との連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
- 本県における難聴児支援体制については、母子保健部局において新生児聴覚検査及びフォロー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児支援のセンター的機能を担っています。また、障害福祉部局において療育を含めた障害福祉サービス体制の充実を図っています。

- 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和4年2月）」に基づき策定する計画として、本計画に位置づけ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進します。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の目標】

目標
<p>関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。</p> <p>新生児聴覚検査の実施状況を関係機関等と共有するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。</p> <p>聾学校のセンター的機能について、医療、保健、福祉等と連携した乳幼児教育相談体制を充実する。</p>

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に即して目標を設定しています。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制として想定される主な機能】

- ◇ 新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議の場の設置
- ◇ 新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための手引書の作成
- ◇ 相談支援及び家族支援の充実

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、令和8（2026）年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。
- 本県では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、8市に設置されており、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、9市に設置されています。

【サービスの機能等】

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の重症心身障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。
- 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、学校に就学している重症心身障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標】

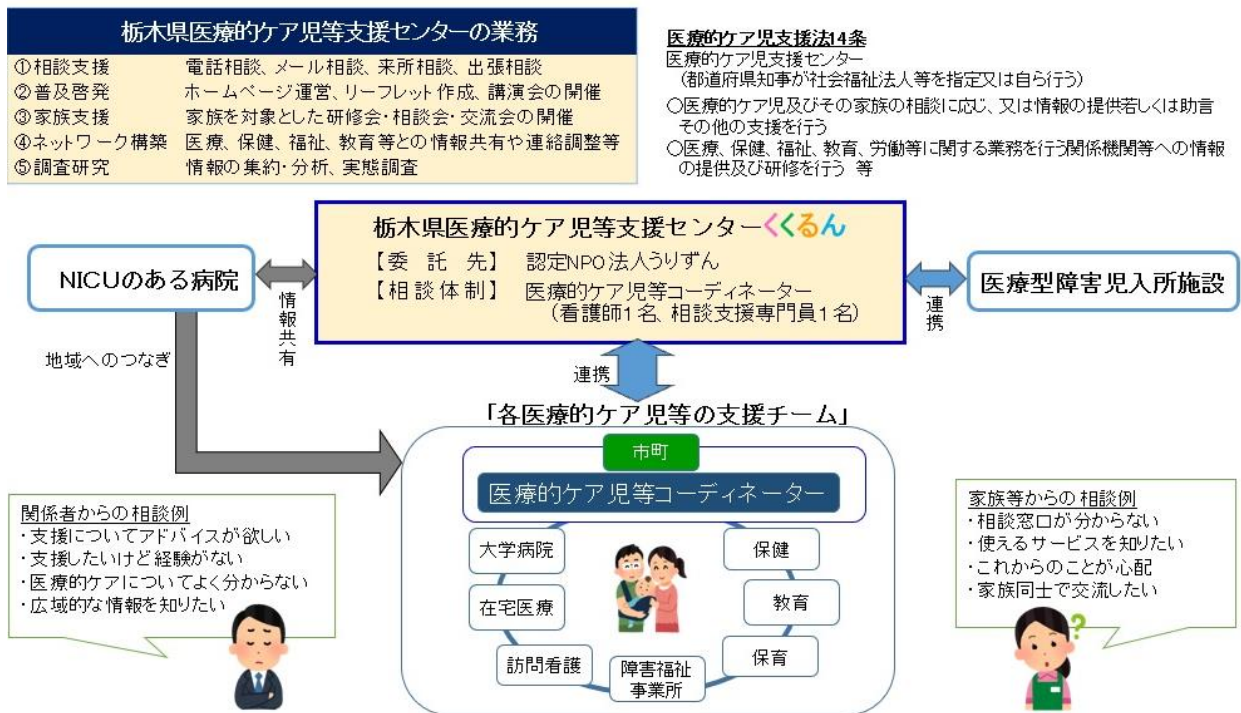
項目	数値	考え方
児童発達支援事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能
放課後等デイサービス事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能

(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）に適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が重要です。そのため、令和8（2026）年度末までに地域における関係機関の連携強化を図りながら支援体制の充実を図ります。
- 本県では、令和4（2022）年7月に設置した医療的ケア児等支援センター「くるん」において、医療的ケア児者やその家族等からの相談に対応し、関係機関と連携しながら支援するとともに、情報の集約や発信を行います。
- 栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会において、医療的ケア児とその家族が地域で健やかに安心して暮らすことができるよう施策の方向性等を検討しています。5圏域23市町において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されています。
- 医療的ケア児等のライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に行える人材として、令和5（2023）年度までに、71名の医療的ケア児等コーディネーターを養成しています。
- 医療的ケア児を受け入れられる施設が不足していることから、喀痰吸引等を担える人材の育成や障害児通所支援事業所の設備整備等を支援し、医療的ケア児の受入促進に取り組みます。

【医療的ケア児支援センターの設置に関する目標】

目標
医療的ケア児等支援センターにおいて、地域における支援ネットワークの構築に取り組んでいく。



【医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置に関する目標】

項目		数値	考え方
協議の場の設置	圏域	6	全圏域に設置
	市町	25	全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県	1	県に配置
	市町	25	全市町に必要な人数を配置

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、協議の場の設置促進、コーディネーター養成研修の実施により支援体制の充実を図ります。

* 目標を達成するために必要な項目別の活動指標

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等支援センターにおける医療的ケア児等のコーディネーターの配置人数	県	2	2	2
医療的ケア児等のコーディネーターの配置人数	市町	47	52	57

(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

- 障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和 8（2026）年度末までの目標を次のとおり設定します。
- 本県では、18 歳以降も福祉型障害児入所施設に継続して入所する障害者については、平成 30（2018）年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換し、当該障害者支援施設において支援を行っています。
- そのため、主にこれから 18 歳を迎える障害児を対象に、大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場を設置します。
- 協議の場においては、支援に携わる市町、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害福祉サービスによる支援等へつなげるほか、各福祉型障害児入所施設に入所する障害児の移行状況等の把握を行うとともに、移行先として必要な地域資源（グループホーム等）における課題についても把握し、障害児入所施設の今後の在り方について協議の場において議論を行います。

【障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置に関する目標】

目標
令和 8（2026）年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、障害児入所施設に入所している障害児が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう協議を行います。

6 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、令和8（2026）年度末までの目標を次のとおり設定します。
- 本県では、相談支援専門員の養成、質の向上のための研修を実施し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ってきたところです。
- また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターの設置を促進しており、15 か所（14 市町が単独で、芳賀郡の4町が共同設置）の基幹相談支援センターが整備されています。
- さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行い、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化します。

【相談支援体制の充実・強化等の目標①】

項目	数値	考え方
基幹相談支援センター確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて複数市町による共同設置も可能

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、全ての市町において基幹相談支援センターを設置（複数市町による共同設置を含む。）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制が確保されるよう、広域的な観点から機能の充実・強化に取り組みます。

【目標に向けた取組】

- ◇ 基幹相談支援センターの設置促進・機能強化のための会議等の開催
- ◇ 相談支援専門員の養成、質の向上のための研修の実施
- ◇ 圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【相談支援体制の充実・強化等の目標②】

目標
各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していきます。

【目標に向けた取組】

- ◇ 協議会と専門部会等の連携
- ◇ 県と市町が設置する協議会の相互連携

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を令和8（2026）年度末までに次のとおり構築します。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組】

- ◇ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
- ◇ 指導監査結果を市町と共有する体制の構築

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標】

目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、県として障害福祉サービス等の質の向上のために実施すべき事項に取り組みます。

* 目標を達成するために必要な項目別の活動指標

指導監査結果の市町との共有回数

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導監査結果の市町との共有回数	1	1	1

相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込回数	1	1	1
修了見込者数	25	25	25

Ⅱ 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(月間量)

サービス名等		単位	6年度	7年度	8年度		
訪問系	居宅介護	利用量	時間	36,814	37,672	38,533	
		利用者数	人	2,531	2,613	2,696	
	重度訪問介護	利用量	時間	18,002	20,311	22,668	
		利用者数	人	53	58	62	
	同行援護	利用量	時間	7,993	8,248	8,471	
		利用者数	人	474	492	508	
	行動援護	利用量	時間	1,291	1,381	1,479	
		利用者数	人	112	120	129	
	重度障害者等包括支援	利用量	時間	460	460	460	
		利用者数	人	4	4	4	
	日中活動系	福祉型短期入所 ※()はうち重度障害者	利用量	人日	6,081 (1,530)	6,403 (1,667)	6,734 (1,766)
			利用者数	人	673 (218)	714 (233)	758 (247)
短期入所(強化) ※()はうち重度障害者		利用量	人日	1,147 (272)	1,250 (285)	1,350 (305)	
		利用者数	人	122 (40)	131 (42)	140 (44)	
医療型短期入所 ※()はうち重度障害者		利用量	人日	271 (168)	284 (171)	303 (176)	
		利用者数	人	50 (29)	56 (31)	62 (33)	
療養介護		利用者数	人	261	263	265	
生活介護 ※()はうち重度障害者		利用量	人日	103,984 (28,929)	105,629 (29,425)	107,255 (29,911)	
		利用者数	人	5,320 (1,537)	5,399 (1,563)	5,481 (1,590)	
施設系		施設入所支援	利用者数	人	2,057	2,051	2,045
居住支援系		自立生活援助	利用者数	人	14	14	17
		共同生活援助(グループホーム) ※()はうち重度障害者	利用量	人	3,470 (373)	3,802 (419)	4,175 (468)

(月間量)

サービス名等		単位	6年度	7年度	8年度	
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	利用量	人日	447	501	592
		利用者数	人	24	26	30
	自立訓練（生活訓練）	利用量	人日	2,603	2,968	3,501
		利用者数	人	162	186	218
	就労選択支援	利用者数	人		175	261
	就労移行支援	利用量	人日	5,706	5,994	6,256
		利用者数	人	348	369	387
	就労継続支援（A型）	利用量	人日	42,349	46,780	51,692
		利用者数	人	2,234	2,483	2,765
	就労継続支援（B型）	利用量	人日	84,284	88,127	92,407
利用者数		人	4,825	5,061	5,310	
就労定着支援	利用者数	人	148	166	185	
障害児通所系	児童発達支援	利用量	人日	21,865	24,222	26,954
		利用者数	人	2,824	3,077	3,358
	放課後等デイサービス	利用量	人日	74,469	79,723	85,342
		利用者数	人	5,773	6,196	6,647
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	利用量	人日	51	51	54
		利用者数	人	13	13	15
	保育所等訪問支援	利用量	人日	323	379	452
		利用者数	人	245	289	347
障害児系	福祉型障害児入所施設	利用者数	人	70	70	70
	医療型障害児入所施設	利用者数	人	434	434	434
相談支援系	計画相談支援	利用者数	人	3,967	4,257	4,570
	障害児相談支援	利用者数	人	1,713	1,903	2,119
	地域移行支援	利用者数	人	24	30	39
	地域定着支援	利用者数	人	29	35	42

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	訪 問 系											
			居宅介護			重度訪問介護			同行援護			行動援護		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
			時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
宇都宮	宇都宮市	利用量	16,353	16,684	17,015	11,622	13,138	14,654	4,366	4,505	4,643	761	818	888
		利用者数 人	790	806	822	23	26	29	189	195	201	54	58	63
県西	鹿沼市	利用量	1,900	1,900	1,900	0	0	0	370	370	370	100	100	100
		利用者数 人	120	120	120	0	0	0	16	16	16	5	5	5
県東	日光市	利用量	714	774	835	300	300	300	378	415	451	0	10	10
		利用者数 人	59	64	69	1	1	1	31	34	37	0	1	1
県東	真岡市	利用量	670	743	824	300	300	300	36	36	36	45	45	45
		利用者数 人	116	129	143	1	1	1	6	6	6	5	5	5
県東	益子町	利用量	175	182	189	40	40	40	3	3	3	3	3	3
		利用者数 人	25	26	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1
県東	茂木町	利用量	180	190	200	32	36	40	0	0	0	1	2	4
		利用者数 人	26	27	28	1	1	1	0	0	0	1	1	2
県東	市貝町	利用量	67	71	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	17	18	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県東	芳賀町	利用量	221	221	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	17	17	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県南	栃木市	利用量	2,498	2,415	2,335	737	926	1,163	280	280	279	42	52	66
		利用者数 人	209	204	200	3	3	2	36	36	37	13	15	17
県南	小山市	利用量	2,145	2,150	2,155	1,100	1,200	1,300	340	345	350	15	15	15
		利用者数 人	157	158	159	4	5	6	26	27	28	3	3	3
県南	下野市	利用量	1,067	1,052	1,037	1,500	2,000	2,500	47	57	68	47	44	41
		利用者数 人	94	97	100	3	4	5	6	7	9	4	4	4
県南	上三川町	利用量	709	728	747	450	450	450	45	45	45	65	71	79
		利用者数 人	62	63	63	1	1	1	12	14	15	6	7	8
県南	壬生町	利用量	518	518	518	1,062	1,062	1,062	159	159	159	1	1	1
		利用者数 人	33	33	33	6	6	6	5	5	5	1	1	1
県南	野木町	利用量	260	273	286	20	20	20	78	78	78	3	3	3
		利用者数 人	20	21	22	1	1	1	6	6	6	1	1	1
県北	大田原市	利用量	770	790	810	20	20	20	44	44	44	3	3	3
		利用者数 人	83	85	87	1	1	1	11	11	11	1	1	1
県北	矢板市	利用量	384	413	443	80	80	80	60	74	74	60	60	60
		利用者数 人	26	28	30	1	1	1	4	5	5	2	2	2
県北	那須塩原市	利用量	2,838	3,047	3,272	327	327	327	550	582	616	16	16	16
		利用者数 人	229	254	282	2	2	2	48	50	52	2	2	2
県北	さくら市	利用量	541	576	576	0	0	0	145	158	158	0	0	0
		利用者数 人	37	40	40	0	0	0	5	6	6	0	0	0
県北	那須烏山市	利用量	294	305	317	0	0	0	2	2	2	0	0	0
		利用者数 人	35	36	37	0	0	0	1	1	1	0	0	0
県北	塩谷町	利用量	170	180	190	0	0	0	10	10	10	0	0	0
		利用者数 人	10	11	12	0	0	0	1	1	1	0	0	0
県北	高根沢町	利用量	400	410	420	0	0	0	40	45	45	10	12	12
		利用者数 人	25	26	27	0	0	0	3	4	4	1	1	1
県北	那須町	利用量	400	450	480	2	2	2	50	50	50	28	35	42
		利用者数 人	40	45	48	1	1	1	5	5	5	2	2	2
県北	那珂川町	利用量	280	290	300	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		利用者数 人	27	28	29	1	1	1	1	1	1	1	1	1
両毛	足利市	利用量	1,160	1,210	1,275	400	400	400	450	450	450	1	1	1
		利用者数 人	74	77	81	2	2	2	26	26	26	1	1	1
両毛	佐野市	利用量	2,100	2,100	2,100	0	0	0	530	530	530	80	80	80
		利用者数 人	200	200	200	0	0	0	35	35	35	8	8	8
合計	合計	利用量	36,814	37,672	38,533	18,002	20,311	22,668	7,993	8,248	8,471	1,291	1,381	1,479
		利用者数 人	2,531	2,613	2,696	53	58	62	474	492	508	112	120	129

宇都宮	利用量	16,353	16,684	17,015	11,622	13,138	14,654	4,366	4,505	4,643	761	818	888
	利用者数 人	790	806	822	23	26	29	189	195	201	54	58	63
県西	利用量	2,614	2,674	2,735	300	300	300	748	785	821	100	110	110
	利用者数 人	179	184	189	1	1	1	47	50	53	5	6	6
県東	利用量	1,313	1,407	1,522	372	376	380	39	39	39	49	50	52
	利用者数 人	201	217	235	3	3	3	7	7	7	7	7	8
県南	利用量	7,197	7,136	7,078	4,869	5,658	6,495	949	964	979	173	186	205
	利用者数 人	575	576	577	18	20	21	91	95	100	28	31	34
県北	利用量	6,077	6,461	6,808	439	439	439	911	975	1,009	127	136	143
	利用者数 人	512	553	592	6	6	6	79	84	86	9	9	9
両毛	利用量	3,260	3,310	3,375	400	400	400	980	980	980	81	81	81
	利用者数 人	274	277	281	2	2	2	61	61	61	9	9	9

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	訪 問 系			日 中 活 動 系								
			重度障害者等包括支援			福祉型短期入所			福祉型短期入所 (強化)			医療型短期入所		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
			時間	時間	時間	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
宇都宮	宇都宮市	利用量	0	0	0	1,242	1,290	1,339	150	150	150	50	50	50
		利用者数 人	0	0	0	169	176	183	30	30	30	10	10	10
県	鹿沼市	利用量	0	0	0	400	400	400	70	70	70	10	10	10
		利用者数 人	0	0	0	40	40	40	4	4	4	2	2	2
西	日光市	利用量	0	0	0	378	396	414	184	207	230	2	2	2
		利用者数 人	0	0	0	21	22	23	8	9	10	1	1	1
県	真岡市	利用量	0	0	0	85	82	80	26	39	52	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	20	22	24	11	12	13	0	0	0
東	益子町	利用量	0	0	0	50	50	50	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	7	7	7	0	0	0	0	0	0
東	茂木町	利用量	0	0	0	48	60	72	12	12	12	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	4	5	6	1	1	1	0	0	0
東	市貝町	利用量	0	0	0	30	30	30	45	45	45	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	2	2	2	3	3	3	0	0	0
東	芳賀町	利用量	0	0	0	85	95	105	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	5	6	7	0	0	0	0	0	0
県	栃木市	利用量	0	0	0	341	364	388	176	197	219	6	9	14
		利用者数 人	0	0	0	46	48	50	13	14	14	3	5	7
南	小山市	利用量	230	230	230	331	356	390	173	186	193	8	8	8
		利用者数 人	1	1	1	26	28	31	16	17	18	2	2	2
南	下野市	利用量	0	0	0	225	270	315	29	29	29	10	10	10
		利用者数 人	0	0	0	15	18	21	3	3	3	2	2	2
南	上三川町	利用量	0	0	0	24	26	30	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	15	19	25	0	0	0	0	0	0
南	壬生町	利用量	0	0	0	70	70	70	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	11	11	11	0	0	0	0	0	0
南	野木町	利用量	20	20	20	60	60	70	2	2	2	2	2	2
		利用者数 人	1	1	1	6	6	7	1	1	1	1	1	1
県	大田原市	利用量	0	0	0	540	590	630	80	90	100	75	75	75
		利用者数 人	0	0	0	60	65	70	8	9	10	6	6	6
北	矢板市	利用量	0	0	0	203	213	222	5	5	5	5	5	5
		利用者数 人	0	0	0	21	22	23	1	1	1	1	1	1
北	那須塩原市	利用量	0	0	0	768	791	815	127	148	172	31	36	43
		利用者数 人	0	0	0	79	82	86	19	23	28	11	14	17
北	さくら市	利用量	0	0	0	154	168	183	18	20	21	9	9	11
		利用者数 人	0	0	0	12	14	15	1	1	1	1	1	1
北	那須烏山市	利用量	0	0	0	130	140	150	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	17	20	23	0	0	0	0	0	0
北	塩谷町	利用量	0	0	0	40	50	50	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	4	5	5	0	0	0	0	0	0
北	高根沢町	利用量	0	0	0	50	58	65	0	0	0	5	5	5
		利用者数 人	0	0	0	7	8	9	0	0	0	1	1	1
北	那須町	利用量	0	0	0	340	330	330	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	34	33	33	0	0	0	0	0	0
北	那珂川町	利用量	10	10	10	160	180	200	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	1	1	1	19	21	22	0	0	0	0	0	0
両毛	足利市	利用量	200	200	200	177	184	186	0	0	0	50	55	60
		利用者数 人	1	1	1	18	19	20	0	0	0	5	6	7
両毛	佐野市	利用量	0	0	0	150	150	150	50	50	50	8	8	8
		利用者数 人	0	0	0	15	15	15	3	3	3	4	4	4
合計	合計	利用量	460	460	460	6,081	6,403	6,734	1,147	1,250	1,350	271	284	303
		利用者数 人	4	4	4	673	714	758	122	131	140	50	56	62

宇都宮	利用量	0	0	0	1,242	1,290	1,339	150	150	150	50	50	50
宇都宮	利用者数 人	0	0	0	169	176	183	30	30	30	10	10	10
県 西	利用量	0	0	0	778	796	814	254	277	300	12	12	12
	利用者数 人	0	0	0	61	62	63	12	13	14	3	3	3
県 東	利用量	0	0	0	298	317	337	83	96	109	0	0	0
	利用者数 人	0	0	0	38	42	46	15	16	17	0	0	0
県 南	利用量	250	250	250	1,051	1,146	1,263	380	414	443	26	29	34
	利用者数 人	2	2	2	119	130	145	33	35	36	8	10	12
県 北	利用量	10	10	10	2,385	2,520	2,645	230	263	298	125	130	139
	利用者数 人	1	1	1	253	270	286	29	34	40	20	23	26
両 毛	利用量	200	200	200	327	334	336	50	50	50	58	63	68
	利用者数 人	1	1	1	33	34	35	3	3	3	9	10	11

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	日中活動系						施設系			居住支援		
			療養介護			生活介護			施設入所支援			自立生活援助		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
						人日	人日	人日						
宇都宮	宇都宮市	利用量				21,581	21,792	22,003						
		利用者数 人	50	50	50	1,124	1,135	1,146	379	379	379	1	1	1
県西	鹿沼市	利用量				6,700	6,850	7,000						
		利用者数 人	12	12	12	335	340	345	152	152	152	1	1	1
県西	日光市	利用量				5,418	5,524	5,590						
		利用者数 人	12	12	12	252	256	260	110	110	110	0	0	0
県東	真岡市	利用量				3,340	3,380	3,420						
		利用者数 人	8	8	8	184	186	188	71	71	71	1	1	1
	益子町	利用量				1,660	1,680	1,700						
		利用者数 人	3	3	3	85	86	87	37	36	36	1	1	1
	茂木町	利用量				1,000	1,020	1,040						
		利用者数 人	4	4	4	50	51	52	24	25	25	1	1	1
市貝町	利用量				517	534	550							
	利用者数 人	0	0	0	31	32	33	11	11	11	0	0	0	
芳賀町	利用量				800	820	840							
	利用者数 人	6	6	6	40	41	42	19	19	18	0	0	1	
県南	栃木市	利用量				9,654	9,682	9,710						
		利用者数 人	27	28	30	490	491	492	193	191	190	0	0	0
	小山市	利用量				8,090	8,325	8,567						
		利用者数 人	18	18	18	418	430	443	131	128	126	1	1	1
	下野市	利用量				2,849	2,891	2,934						
		利用者数 人	7	7	7	143	144	146	59	58	57	0	0	0
上三川町	利用量				1,777	1,921	2,077							
	利用者数 人	3	3	3	81	82	83	35	37	39	0	0	0	
壬生町	利用量				2,020	2,020	2,020							
	利用者数 人	5	5	5	100	100	100	51	51	51	2	2	2	
野木町	利用量				1,659	1,701	1,743							
	利用者数 人	2	2	2	79	81	83	30	30	30	1	1	1	
県北	大田原市	利用量				4,300	4,400	4,500						
		利用者数 人	6	6	6	240	245	250	100	100	100	2	2	2
	矢板市	利用量				1,889	1,948	2,008						
		利用者数 人	5	5	5	95	98	101	34	33	32	0	0	0
	那須塩原市	利用量				5,835	5,987	6,144						
		利用者数 人	17	17	17	318	332	346	106	105	104	0	0	0
	さくら市	利用量				2,037	2,122	2,212						
		利用者数 人	2	2	2	101	105	109	56	56	56	0	0	0
	那須烏山市	利用量				1,228	1,287	1,336						
		利用者数 人	7	7	7	68	71	74	33	33	33	0	0	0
塩谷町	利用量				950	980	1,010							
	利用者数 人	1	1	1	57	60	63	20	21	21	0	0	0	
高根沢町	利用量				1,300	1,320	1,340							
	利用者数 人	1	2	2	65	66	67	35	35	35	0	0	0	
那須町	利用量				1,652	1,655	1,658							
	利用者数 人	6	5	4	90	90	91	38	37	36	0	0	1	
那珂川町	利用量				1,060	1,080	1,100							
	利用者数 人	4	4	4	57	58	59	22	22	22	1	1	1	
両毛	足利市	利用量				8,048	8,090	8,133						
		利用者数 人	35	36	37	386	388	390	160	160	160	1	1	2
佐野市	利用量				8,620	8,620	8,620							
	利用者数 人	20	20	20	431	431	431	151	151	151	1	1	1	
合計	利用量				103,984	105,629	107,255							
	利用者数 人	261	263	265	5,320	5,399	5,481	2,057	2,051	2,045	14	14	17	

宇都宮	利用量				21,581	21,792	22,003						
	利用者数 人	50	50	50	1,124	1,135	1,146	379	379	379	1	1	1
県西	利用量				12,118	12,374	12,590						
	利用者数 人	24	24	24	587	596	605	262	262	262	1	1	1
県東	利用量				7,317	7,434	7,550						
	利用者数 人	21	21	21	390	396	402	162	162	161	3	3	4
県南	利用量				26,049	26,540	27,051						
	利用者数 人	62	63	65	1,311	1,328	1,347	499	495	493	4	4	4
県北	利用量				20,251	20,779	21,308						
	利用者数 人	49	49	48	1,091	1,125	1,160	444	442	439	3	3	4
両毛	利用量				16,668	16,710	16,753						
	利用者数 人	55	56	57	817	819	821	311	311	311	2	2	3

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	居住支援			訓練系・就労系								
			共同生活援助			自立訓練(機能訓練)			自立訓練(生活訓練)と 宿泊型自立訓練の計			就労選択支援		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
						人日	人日	人日	人日	人日	人日			
宇都宮	宇都宮市	利用量				19	19	19	541	575	609			
		利用者数 人	922	1,060	1,219	1	1	1	31	33	35		10	30
県西	鹿沼市	利用量				80	80	80	70	70	70			
		利用者数 人	140	150	160	4	4	4	5	5	5		7	15
県西	日光市	利用量				0	0	7	13	13	43			
		利用者数 人	188	193	198	0	0	1	2	2	3		6	9
県東	真岡市	利用量				10	10	10	18	18	18			
		利用者数 人	157	182	210	1	1	1	2	2	2		11	12
県東	益子町	利用量				20	20	20	20	20	20			
		利用者数 人	50	50	50	1	1	1	1	1	1		5	5
県東	茂木町	利用量				0	0	0	12	12	12			
		利用者数 人	36	37	38	0	0	0	1	1	1		0	0
県東	市貝町	利用量				0	0	0	0	0	0			
		利用者数 人	28	28	28	0	0	0	0	0	0		0	0
県東	芳賀町	利用量				0	0	0	0	0	15			
		利用者数 人	33	36	39	0	0	0	0	0	1		2	2
県南	栃木市	利用量				95	149	233	524	773	1,140			
		利用者数 人	337	376	418	5	7	10	33	48	70		3	3
県南	小山市	利用量				12	12	12	192	213	238			
		利用者数 人	210	215	220	1	1	1	22	24	27		30	35
県南	下野市	利用量				0	0	0	105	105	105			
		利用者数 人	82	87	93	0	0	0	5	5	5		28	28
県南	上三川町	利用量				0	0	0	0	0	0			
		利用者数 人	89	115	148	0	0	0	0	0	0		0	0
県南	壬生町	利用量				23	23	23	84	84	84			
		利用者数 人	110	120	130	1	1	1	4	4	4		5	10
県南	野木町	利用量				12	12	12	277	296	315			
		利用者数 人	44	47	50	1	1	1	14	15	16		0	1
県北	大田原市	利用量				20	20	20	105	105	105			
		利用者数 人	120	125	130	1	1	1	7	7	7		5	10
県北	矢板市	利用量				21	21	21	41	54	54			
		利用者数 人	50	54	59	1	1	1	3	4	4		16	16
県北	那須塩原市	利用量				0	0	0	81	81	81			
		利用者数 人	136	155	176	0	0	0	4	4	4		6	12
県北	さくら市	利用量				13	13	13	124	138	154			
		利用者数 人	48	49	50	1	1	1	9	10	10		2	4
県北	那須烏山市	利用量				20	20	20	22	22	22			
		利用者数 人	67	69	71	1	1	1	1	1	1		1	1
県北	塩谷町	利用量				0	0	0	0	0	0			
		利用者数 人	23	25	27	0	0	0	0	0	0		5	5
県北	高根沢町	利用量				22	22	22	54	54	66			
		利用者数 人	52	54	56	1	1	1	3	3	4		8	16
県北	那須町	利用量				0	0	0	0	0	0			
		利用者数 人	50	52	55	0	0	0	0	0	0		0	0
県北	那珂川町	利用量				20	20	20	35	35	35			
		利用者数 人	43	45	47	1	1	1	2	2	2		7	7
両毛	足利市	利用量				40	40	40	115	130	145			
		利用者数 人	245	258	273	2	2	2	6	8	9		3	10
両毛	佐野市	利用量				20	20	20	170	170	170			
		利用者数 人	210	220	230	1	1	1	7	7	7		15	30
合計		利用量				447	501	592	2,603	2,968	3,501			
		利用者数 人	3,470	3,802	4,175	24	26	30	162	186	218		175	261

宇都宮	利用量				19	19	19	541	575	609			
宇都宮	利用者数 人	922	1,060	1,219	1	1	1	31	33	35		10	30
県西	利用量				80	80	87	83	83	113			
	利用者数 人	328	343	358	4	4	5	7	7	8		13	24
県東	利用量				30	30	30	50	50	65			
	利用者数 人	304	333	365	2	2	2	4	4	5		18	19
県南	利用量				142	196	280	1,182	1,471	1,882			
	利用者数 人	872	960	1,059	8	10	13	78	96	122		66	77
県北	利用量				116	116	116	462	489	517			
	利用者数 人	589	628	671	6	6	6	29	31	32		50	71
両毛	利用量				60	60	60	285	300	315			
	利用者数 人	455	478	503	3	3	3	13	15	16		18	40

圏域名	市町名	単位	訓練系・就労系											
			就労移行支援と就労移行支援(養成施設)の計			就労継続支援(A型)			就労継続支援(B型)			就労定着支援		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
			人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
宇都宮	宇都宮市	利用量	1,771	1,840	1,909	13,101	14,795	16,725	17,955	19,390	20,947			
		利用者数 人	103	107	111	665	751	849	1,026	1,108	1,197	39	42	45
県西	鹿沼市	利用量	150	150	150	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,900			
		利用者数 人	10	10	10	170	190	210	250	270	290	5	5	5
県西	日光市	利用量	81	97	113	1,489	1,591	1,693	3,607	3,681	3,755			
		利用者数 人	5	6	7	73	78	83	195	199	203	3	4	5
県東	真岡市	利用量	167	191	215	2,540	3,050	3,660	3,430	3,600	3,780			
		利用者数 人	14	16	18	150	180	216	221	232	244	6	7	7
県東	益子町	利用量	60	60	60	570	589	608	1,500	1,500	1,500			
		利用者数 人	3	3	3	30	31	32	80	80	80	2	2	2
県東	茂木町	利用量	15	25	30	224	252	270	738	774	810			
		利用者数 人	1	2	2	14	14	15	41	43	45	1	1	1
県東	市貝町	利用量	23	23	23	217	225	234	625	667	709			
		利用者数 人	1	1	1	16	17	18	39	40	41	2	2	2
県東	芳賀町	利用量	15	15	15	118	137	157	816	850	884			
		利用者数 人	1	1	1	6	7	8	48	50	52	1	1	1
県南	栃木市	利用量	285	290	296	2,792	3,158	3,572	10,017	10,573	11,160			
		利用者数 人	17	18	18	143	161	182	553	583	614	6	7	8
県南	小山市	利用量	240	256	273	2,983	3,167	3,362	6,102	6,215	6,472			
		利用者数 人	16	17	18	165	177	190	339	346	354	10	11	12
県南	下野市	利用量	170	187	204	841	854	866	2,779	2,922	3,071			
		利用者数 人	10	11	12	45	47	49	151	158	165	5	6	7
県南	上三川町	利用量	4	7	10	655	723	797	1,350	1,488	1,640			
		利用者数 人	2	3	5	47	55	64	98	116	138	3	3	3
県南	壬生町	利用量	180	180	180	1,200	1,300	1,400	1,850	1,900	1,950			
		利用者数 人	11	11	11	60	64	68	104	106	108	3	3	3
県南	野木町	利用量	112	128	144	608	665	722	969	988	1,007			
		利用者数 人	7	8	9	32	35	38	51	52	53	4	5	6
県北	大田原市	利用量	460	460	460	1,400	1,500	1,600	4,100	4,300	4,500			
		利用者数 人	27	27	27	70	75	80	230	240	250	6	7	8
県北	矢板市	利用量	122	139	139	718	798	878	975	1,011	1,047			
		利用者数 人	7	8	8	36	40	44	54	56	58	2	2	2
県北	那須塩原市	利用量	520	536	551	1,688	1,766	1,847	4,306	4,391	4,477			
		利用者数 人	33	34	35	105	120	137	249	262	275	16	20	25
県北	さくら市	利用量	253	269	287	775	834	897	1,358	1,452	1,552			
		利用者数 人	14	14	14	40	42	45	78	79	80	4	4	5
県北	那須烏山市	利用量	68	85	102	744	793	842	1,726	1,739	1,752			
		利用者数 人	4	5	6	43	46	49	96	97	98	4	5	6
県北	塩谷町	利用量	40	40	40	300	320	340	440	460	480			
		利用者数 人	2	2	2	15	16	17	22	23	24	1	1	1
県北	高根沢町	利用量	150	180	210	760	800	840	1,240	1,295	1,350			
		利用者数 人	10	13	16	38	40	42	67	70	73	4	4	4
県北	那須町	利用量	80	80	64	276	278	280	1,755	1,783	1,813			
		利用者数 人	5	5	4	16	16	17	95	96	98	2	3	4
県北	那珂川町	利用量	80	90	100	260	280	300	800	850	900			
		利用者数 人	6	7	8	15	16	17	45	48	50	1	1	1
両毛	足利市	利用量	199	205	220	2,090	2,505	3,002	7,566	7,633	7,701			
		利用者数 人	13	14	15	105	125	150	453	462	470	6	7	8
両毛	佐野市	利用量	461	461	461	2,700	2,800	2,900	4,080	4,165	4,250			
		利用者数 人	26	26	26	135	140	145	240	245	250	12	13	14
合計	合計	利用量	5,706	5,994	6,256	42,349	46,780	51,692	84,284	88,127	92,407			
		利用者数 人	348	369	387	2,234	2,483	2,765	4,825	5,061	5,310	148	166	185

宇都宮	利用量	1,771	1,840	1,909	13,101	14,795	16,725	17,955	19,390	20,947			
	利用者数 人	103	107	111	665	751	849	1,026	1,108	1,197	39	42	45
県西	利用量	231	247	263	4,789	5,191	5,593	7,807	8,181	8,655			
	利用者数 人	15	16	17	243	268	293	445	469	493	8	9	10
県東	利用量	280	314	343	3,669	4,253	4,929	7,109	7,391	7,683			
	利用者数 人	20	23	25	216	249	289	429	445	462	12	13	13
県南	利用量	991	1,048	1,107	9,079	9,867	10,719	23,067	24,086	25,300			
	利用者数 人	63	68	73	492	539	591	1,296	1,361	1,432	31	35	39
県北	利用量	1,773	1,879	1,953	6,921	7,369	7,824	16,700	17,281	17,871			
	利用者数 人	108	115	120	378	411	448	936	971	1,006	40	47	56
両毛	利用量	660	666	681	4,790	5,305	5,902	11,646	11,798	11,951			
	利用者数 人	39	40	41	240	265	295	693	707	720	18	20	22

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	障害児通所系						障害児訪問系					
			児童発達支援			放課後等デイサービス			居宅訪問型児童発達支援			保育所等訪問支援		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
			人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
宇都宮	宇都宮市	利用量	8,457	10,046	11,938	23,633	25,288	27,058	9	9	9	153	188	232
		利用者数 人	727	862	1,024	1,692	1,811	1,937	3	3	3	111	136	168
県西	鹿沼市	利用量	700	725	750	4,800	5,350	5,900	2	2	2	8	8	8
		利用者数 人	135	140	145	330	370	410	1	1	1	3	3	3
	日光市	利用量	266	291	317	2,205	2,352	2,499	0	0	0	1	1	2
		利用者数 人	74	81	88	150	160	170	0	0	0	1	1	2
県東	真岡市	利用量	920	953	986	4,110	4,640	5,240	8	8	8	7	8	9
		利用者数 人	83	86	89	280	316	357	1	1	1	6	7	8
	益子町	利用量	70	70	70	440	442	442	0	0	0	2	2	2
		利用者数 人	7	7	7	33	34	34	0	0	0	1	1	1
	茂木町	利用量	10	16	20	80	90	100	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	1	2	2	10	10	11	0	0	0	0	0	0
	市貝町	利用量	20	20	20	300	300	300	0	0	0	15	15	15
		利用者数 人	5	5	5	20	20	20	0	0	0	3	3	3
芳賀町	利用量	28	28	35	504	546	588	0	0	0	2	2	2	
	利用者数 人	4	4	5	36	39	42	0	0	0	1	1	1	
県南	栃木市	利用量	1,464	1,620	1,793	4,256	4,636	5,050	0	0	0	29	35	41
		利用者数 人	211	224	236	323	353	386	0	0	0	29	35	41
	小山市	利用量	2,510	2,544	2,579	6,827	6,991	7,159	2	2	2	2	2	2
		利用者数 人	359	368	378	538	564	591	1	1	1	2	2	2
	下野市	利用量	620	630	640	2,760	2,880	3,000	5	5	5	4	4	6
		利用者数 人	103	105	107	230	240	250	1	1	1	2	2	3
	上三川町	利用量	271	299	330	872	874	876	0	0	0	9	11	13
		利用者数 人	51	54	57	82	84	87	0	0	0	9	11	13
壬生町	利用量	278	286	294	1,500	1,570	1,640	5	5	5	1	1	1	
	利用者数 人	31	32	33	120	125	130	1	1	1	1	1	1	
野木町	利用量	220	220	220	700	750	800	4	4	4	1	1	1	
	利用者数 人	55	55	55	70	75	80	1	1	1	1	1	1	
県北	大田原市	利用量	690	700	710	2,400	2,450	2,500	0	0	0	4	4	4
		利用者数 人	76	77	78	215	220	225	0	0	0	4	4	4
	矢板市	利用量	195	209	224	1,153	1,230	1,306	0	0	0	2	2	2
		利用者数 人	27	29	31	75	80	85	0	0	0	1	1	1
	那須塩原市	利用量	1,774	2,036	2,336	4,990	5,705	6,523	0	0	0	20	21	22
		利用者数 人	188	216	248	383	438	501	0	0	0	15	16	17
	さくら市	利用量	679	752	833	1,741	1,886	2,044	0	0	0	28	37	48
		利用者数 人	118	143	175	144	161	179	0	0	0	25	32	42
	那須烏山市	利用量	187	197	207	809	845	891	5	5	5	5	5	5
		利用者数 人	36	38	40	67	70	73	1	1	1	1	1	1
	塩谷町	利用量	30	30	30	260	280	300	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	3	3	3	26	28	30	0	0	0	0	0	0
高根沢町	利用量	224	245	266	480	504	528	5	5	5	1	1	2	
	利用者数 人	34	37	38	43	45	46	1	1	1	1	1	2	
那須町	利用量	40	40	41	360	376	392	0	0	2	2	2	4	
	利用者数 人	4	4	4	29	30	31	0	0	1	1	1	2	
那珂川町	利用量	135	135	135	500	500	500	0	0	0	0	0	0	
	利用者数 人	25	25	25	35	35	35	0	0	0	0	0	0	
両毛	足利市	利用量	877	880	880	4,389	4,678	4,986	1	1	2	15	16	17
		利用者数 人	202	210	210	292	318	347	1	1	2	15	16	17
	佐野市	利用量	1,200	1,250	1,300	4,400	4,560	4,720	5	5	5	12	13	14
		利用者数 人	265	270	275	550	570	590	1	1	1	12	13	14
合計	利用量	21,865	24,222	26,954	74,469	79,723	85,342	51	51	54	323	379	452	
	利用者数 人	2,824	3,077	3,358	5,773	6,196	6,647	13	13	15	245	289	347	

宇都宮	利用量	8,457	10,046	11,938	23,633	25,288	27,058	9	9	9	153	188	232
	利用者数 人	727	862	1,024	1,692	1,811	1,937	3	3	3	111	136	168
県西	利用量	966	1,016	1,067	7,005	7,702	8,399	2	2	2	9	9	10
	利用者数 人	209	221	233	480	530	580	1	1	1	4	4	5
県東	利用量	1,048	1,087	1,131	5,434	6,018	6,670	8	8	8	26	27	28
	利用者数 人	100	104	108	379	419	464	1	1	1	11	12	13
県南	利用量	5,363	5,599	5,856	16,915	17,701	18,525	16	16	16	46	54	64
	利用者数 人	810	838	866	1,363	1,441	1,524	4	4	4	44	52	61
県北	利用量	3,954	4,344	4,782	12,693	13,776	14,984	10	10	12	62	72	87
	利用者数 人	511	572	642	1,017	1,107	1,205	2	2	3	48	56	69
両毛	利用量	2,077	2,130	2,180	8,789	9,238	9,706	6	6	7	27	29	31
	利用者数 人	467	480	485	842	888	937	2	2	3	27	29	31

圏域名	市町名	単位	相談支援系											
			計画相談支援			障害児相談支援			地域移行支援			地域定着支援		
			6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度	6年度	7年度	8年度
宇都宮	宇都宮市	利用量												
		利用者数 人	1,047	1,141	1,244	226	264	309	1	1	1	1	1	1
県西	鹿沼市	利用量												
		利用者数 人	220	230	240	100	105	110	1	1	1	1	1	1
県東	日光市	利用量												
		利用者数 人	120	125	130	47	50	53	0	0	1	0	0	1
県東	真岡市	利用量												
		利用者数 人	131	140	150	84	90	96	1	1	1	2	3	3
県東	益子町	利用量												
		利用者数 人	45	47	49	8	8	8	1	2	3	0	1	2
県東	茂木町	利用量												
		利用者数 人	25	26	27	1	1	2	1	1	1	0	0	0
県東	市貝町	利用量												
		利用者数 人	21	23	25	6	7	8	1	1	1	1	1	1
県東	芳賀町	利用量												
		利用者数 人	25	27	29	8	9	10	0	0	1	0	0	1
県南	栃木市	利用量												
		利用者数 人	471	522	580	144	166	190	2	2	3	7	7	6
県南	小山市	利用量												
		利用者数 人	259	269	280	214	222	230	2	3	4	2	3	4
県南	下野市	利用量												
		利用者数 人	114	119	126	60	62	64	1	3	5	1	1	2
県南	上三川町	利用量												
		利用者数 人	61	65	68	37	47	60	0	0	0	0	0	0
県南	壬生町	利用量												
		利用者数 人	70	75	80	40	42	44	2	2	2	1	1	1
県南	野木町	利用量												
		利用者数 人	55	60	65	32	35	38	1	1	1	1	1	1
県北	大田原市	利用量												
		利用者数 人	150	155	160	60	65	70	1	2	3	2	3	4
県北	矢板市	利用量												
		利用者数 人	70	75	80	30	33	36	1	1	1	1	1	1
県北	那須塩原市	利用量												
		利用者数 人	298	335	376	163	193	229	1	1	1	1	1	1
県北	さくら市	利用量												
		利用者数 人	60	63	67	27	29	30	1	1	1	1	1	1
県北	那須烏山市	利用量												
		利用者数 人	50	53	56	21	22	23	0	0	0	0	0	0
県北	塩谷町	利用量												
		利用者数 人	20	21	22	3	3	4	0	0	0	0	0	0
県北	高根沢町	利用量												
		利用者数 人	57	60	63	22	24	26	2	2	2	1	1	1
県北	那須町	利用量												
		利用者数 人	58	60	60	8	9	9	1	1	1	1	1	1
県北	那珂川町	利用量												
		利用者数 人	55	57	59	17	17	17	1	1	1	3	3	3
両毛	足利市	利用量												
		利用者数 人	260	274	289	155	190	233	1	1	1	1	2	3
両毛	佐野市	利用量												
		利用者数 人	225	235	245	200	210	220	1	2	3	1	2	3
合計	合計	利用量												
		利用者数 人	3,967	4,257	4,570	1,713	1,903	2,119	24	30	39	29	35	42

宇都宮	利用量													
	利用者数 人	1,047	1,141	1,244	226	264	309	1	1	1	1	1	1	1
県西	利用量													
	利用者数 人	340	355	370	147	155	163	1	1	2	1	1	2	
県東	利用量													
	利用者数 人	247	263	280	107	115	124	4	5	7	3	5	7	
県南	利用量													
	利用者数 人	1,030	1,110	1,199	527	574	626	8	11	15	12	13	14	
県北	利用量													
	利用者数 人	818	879	943	351	395	444	8	9	10	10	11	12	
両毛	利用量													
	利用者数 人	485	509	534	355	400	453	2	3	4	2	4	6	

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	医療的ケア児等の支援コー ディネーターの配置人数		
			6年度	7年度	8年度
宇都宮	宇都宮市	利用量			
		利用者数 人	8	8	8
県西	鹿沼市	利用量			
		利用者数 人	1	2	2
県西	日光市	利用量			
		利用者数 人	1	1	1
県東	真岡市	利用量			
		利用者数 人	3	3	3
	益子町	利用量			
		利用者数 人	1	1	1
	茂木町	利用量			
		利用者数 人	1	1	2
市貝町	利用量				
	利用者数 人	1	1	1	
芳賀町	利用量				
	利用者数 人	2	2	2	
県南	栃木市	利用量			
		利用者数 人	1	2	2
	小山市	利用量			
		利用者数 人	1	1	1
	下野市	利用量			
		利用者数 人	1	2	2
上三川町	利用量				
	利用者数 人	1	1	1	
壬生町	利用量				
	利用者数 人	2	2	2	
野木町	利用量				
	利用者数 人	2	2	2	
県北	大田原市	利用量			
		利用者数 人	6	6	6
	矢板市	利用量			
		利用者数 人	2	2	2
	那須塩原市	利用量			
		利用者数 人	2	2	2
	さくら市	利用量			
		利用者数 人	4	4	4
那須烏山市	利用量				
	利用者数 人	1	1	2	
塩谷町	利用量				
	利用者数 人	0	1	1	
高根沢町	利用量				
	利用者数 人	3	4	5	
那須町	利用量				
	利用者数 人	0	0	1	
那珂川町	利用量				
	利用者数 人	0	0	1	
両毛	足利市	利用量			
		利用者数 人	2	2	2
佐野市	利用量				
	利用者数 人	1	1	1	
合計	利用量				
	利用者数 人	47	52	57	

宇都宮	利用量			
	利用者数 人	8	8	8
県西	利用量			
	利用者数 人	2	3	3
県東	利用量			
	利用者数 人	8	8	9
県南	利用量			
	利用者数 人	8	10	10
県北	利用量			
	利用者数 人	18	20	24
両毛	利用量			
	利用者数 人	3	3	3

Ⅲ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

- 障害者の地域生活移行を進めながらも、既に可能な限り入所定員数を削減し、現在の入所者の多くが高齢かつ重度者であることを踏まえ、施設入所支援を真に必要としている方のため、障害者支援施設の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者支援施設の入所定員	2,174	2,174	2,174

2 指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

- 福祉型障害児入所施設に継続入所する18歳以上の障害者については、障害児入所施設から障害者を退所させることなく支援を継続することや入所児童の適切な処遇等を図るため、本県では平成30(2018)年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換し、今後も現行の定員を維持していきます。
- 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、療養介護を一体的に運営することにより、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを踏まえ、現状と同程度の定員を確保します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設の入所定員	70	70	70
障害児入所施設から転換した 障害者支援施設の入所定員 ※1	70	70	70
医療型障害児入所施設等の入所定員 ※2	434	434	434

※1 障害児入所施設から転換した障害者支援施設の入所定員については、計画の成果目標である「福祉施設の入所者の地域生活への移行」における施設入所者数の削減対象には含まれません。

※2 医療型障害児入所施設等については、一体的に運営する療養介護と合わせた定員です。

IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

- 地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。
 県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施します。

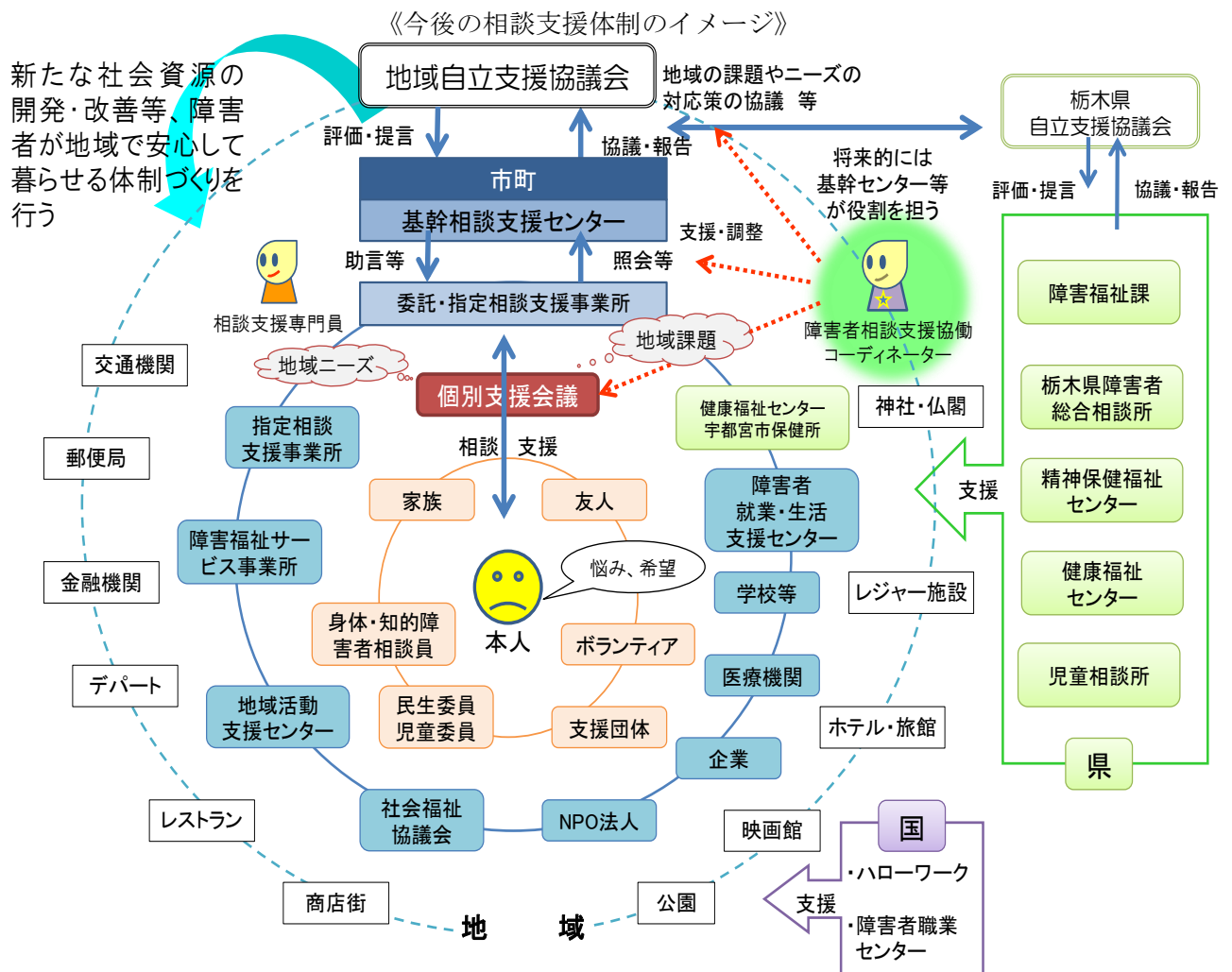
【県が実施する地域生活支援事業一覧】

事業名	
必須事業	1 専門性の高い相談支援事業 ◆ 発達障害者支援センター運営事業 ◆ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する普及支援事業
	2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ◆ 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ◆ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ◆ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
	3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ◆ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆ 盲ろう者向け通訳者・介助員派遣事業 ◆ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
	4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
	5 広域的な支援事業 ◆ 都道府県相談支援体制整備事業 ◆ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ◆ 発達障害者支援協議会による体制整備事業

※この他、任意事業があります。

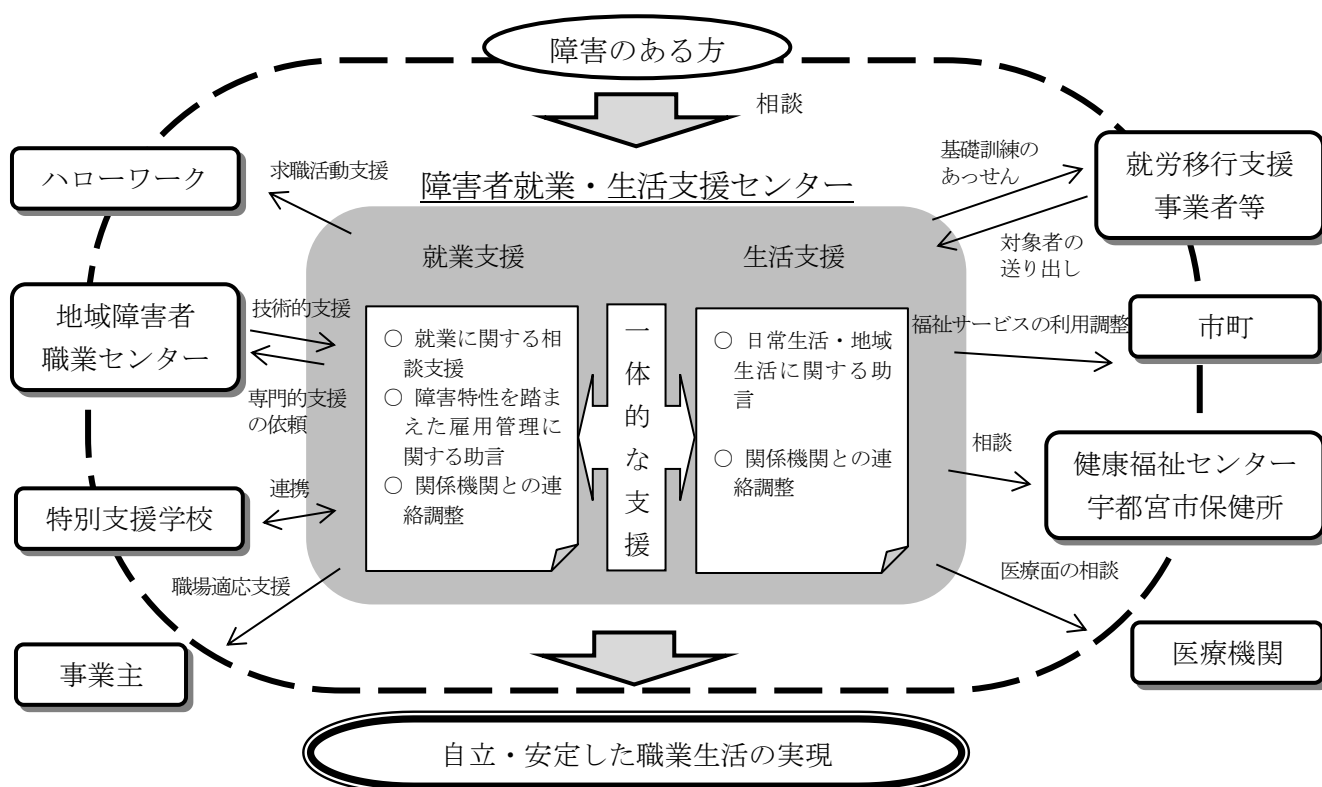
1 障害者相談支援体制整備事業

- 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における相談支援体制の整備を推進するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、次の支援を行います。
 - ① 相談支援機関等に対するスーパーバイズ
 - ② 市町（自立支援）協議会運営への支援
 - ③ 地域の人材育成、ケアマネジメント技術の指導
 - ④ 県が行う相談支援関係事業との連携調整
 - ⑤ 相談支援ネットワークの構築に向けた総合的な調整 等
- また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するため、その設置方法や業務内容の例示、広域（複数市町）で設置する場合の市町間の調整等を行い、基幹相談支援センター設置後については、運営や取組状況を確認しながら、基幹相談支援センターとしての機能を十分に発揮できるよう支援します。



2 障害者就業・生活支援センター事業

- 各障害保健福祉圏域に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、就職を希望する障害者や在職中の障害者、その家族からの相談、又は事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行います。
- 障害者就業・生活支援センターでは、就職した職場に適応するための定着支援、安定して働き続けるための生活習慣づくりや金銭管理・健康管理等に関する支援など、職業生活全般にわたる支援を行います。
- さらに、身近な地域で、福祉、産業、労働及び教育機関と連携し、連絡調整を積極的に行いながら、障害者雇用の促進、安定を図ります。



障害者就業・生活支援センター事業<見込件数>

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数	4,626	4,904	5,198

※ 実利用見込者数は、支援対象者（登録者）数を記載しています。

<参考>第6期計画における実績

区分	令和3年度	令和4年度
実利用者数	4,146	4,364

※ 実利用者数は、支援対象者（登録者）数を記載しています。

3 発達障害者支援センター運営事業等

- 発達障害者に対する支援を総合的に行う中核機関として、発達障害者支援センター「ふぉーゆう」を運営し、本人や家族等に対する相談支援、普及啓発、人材育成等を行うとともに、関係機関への支援を行います。
- 併せて、地域の支援者の抱える困難事例（強度行動障害等）に対し、内容に応じて、各分野に専門的な知識や経験を持つアドバイザーを事業所等に派遣する等、関係機関への支援を行います。
- 発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、地域支援を強化するとともに、市町における一次相談窓口となる発達障害者相談支援サポーターを養成し、発達障害者支援センター「ふぉーゆう」、発達障害者地域支援マネージャー、発達障害者相談支援サポーターの連携による重層的な支援体制を構築します。
- 発達障害者支援地域協議会を活用し、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を整備します。
- 発達障害者の家族等が互いに支え合うための活動等を支援するとともに、市町等における家族支援の取組の推進に努めます。

発達障害者支援センター運営事業等〈活動指標〉

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言件数	110	115	120	関係機関における対応困難事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する専門的見地からの助言
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講機関数	35	38	41	支援プログラムを受講した市町や事業所等の数（累計）
ピアサポートの活動への支援件数	5	8	10	

〈参考〉第6期計画における実績

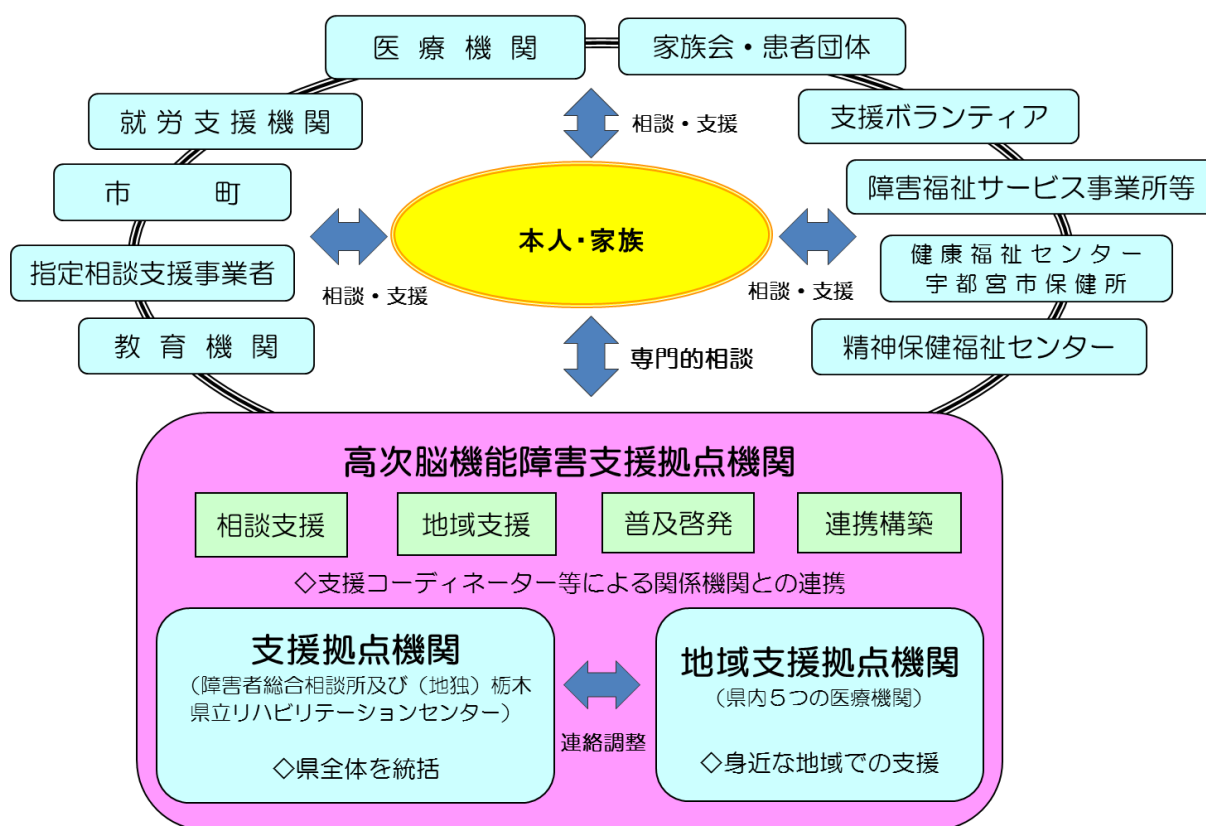
区分	令和3年度	令和4年度	備考
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言件数	127	110	関係機関における対応困難事例に対する専門的見地からの助言
研修型ペアレント・プログラムの受講機関数	32	32	市町や事業所等の受講機関数（累計）

【発達障害者支援体制のイメージ図】



4 高次脳機能障害支援普及事業

- 高次脳機能障害者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができる体制を強化するため、専門的な相談支援を行う高次脳機能障害支援拠点機関（障害者総合相談所及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター）と地域支援拠点機関が連携し、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による複数の支援ネットワークの構築を図ります。
- 障害福祉サービス事業等従事者や医療従事者等を対象に、障害特性を踏まえた支援を行うための研修等を実施することで、高次脳機能障害者が必要とするサービスを提供できる障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、相談支援事業者、医療機関等の拡充を図ります。
- 高次脳機能障害の正しい理解を促進するために、障害特性や支援のあり方について普及啓発を図るとともに、家族会等と連携して、ピアサポートの普及等に取り組みます。



高次脳機能障害支援普及事業〈見込件数〉

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会参加者数	340	350	360

※ 研修会参加者数は、高次脳機能障害支援拠点機関における支援者を対象とした研修会参加者延べ数を記載しています。

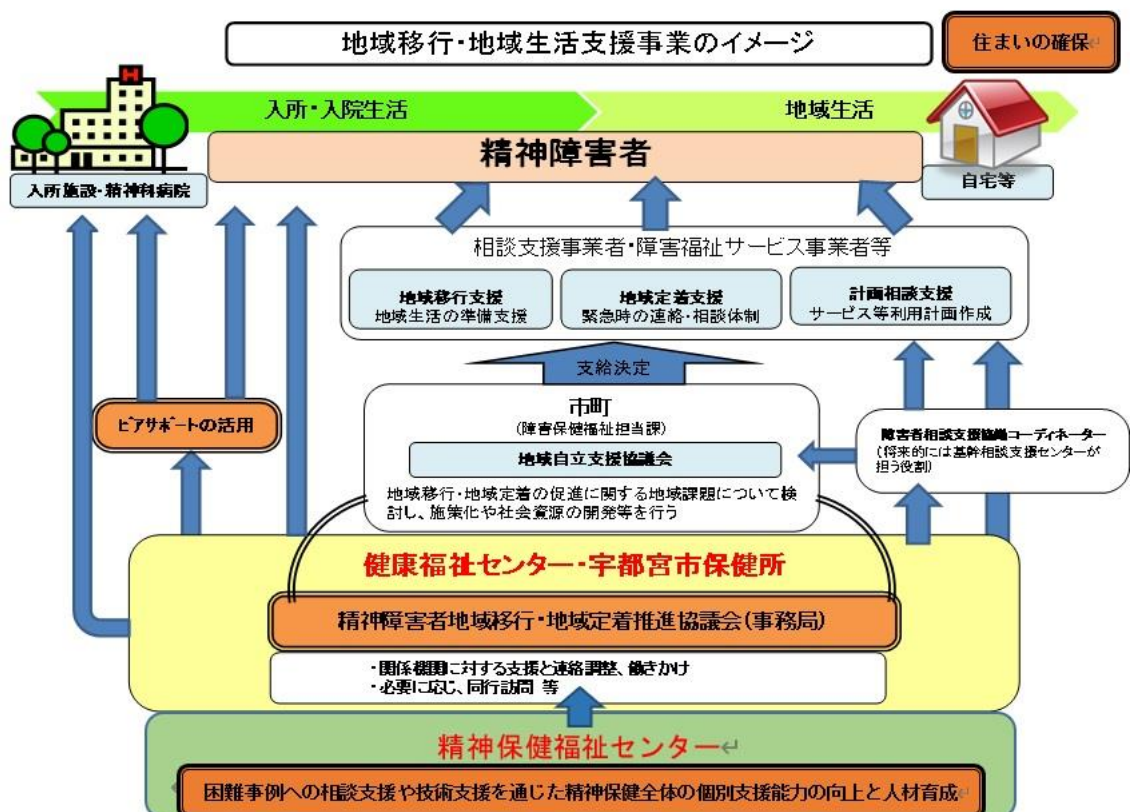
〈参考〉第6期計画における実績

区分	令和3年度	令和4年度
利用者数	611	606

※ 利用者数は、高次脳機能障害支援拠点機関の相談利用者延べ数を記載しています。

5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

- 精神障害者等が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者等と連携のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ピアサポートの活用や居住支援の充実を図ることにより、精神病床における長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するため、次の支援等に取り組みます。
 - ① 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会
 - ・ 健康福祉センター、宇都宮市保健所等が、市町の（自立支援）協議会と連携し、地域の課題を共有した上で、管轄圏域の地域移行支援、地域定着支援及び地域包括ケアシステムの構築に係る体制整備を図ります。
 - ・ 精神障害者の地域移行・地域生活支援に携わる関係機関を対象に、専門的な支援技術を有する者の養成に取り組みます。
 - ② ピアサポーターの活動支援
 - ・ 精神障害者の視点を重視した支援を充実するとともに、精神障害者が自らの疾患や病状を正しく理解することを促すため、地域で生活する障害者自身が相談支援や啓発等を行うピアサポートの重要性を周知するとともに、その積極的な活用が図られるようピアサポーターの活動を支援します。
 - ③ 精神障害者退院後支援
 - ・ 措置入院者等の精神障害者が退院後に必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにするため、健康福祉センター、宇都宮市保健所が中心となり、関係機関と連携して、退院後支援計画に基づく支援を行います。
 - ④ アウトリーチ支援
 - ・ 未治療・治療中断等で地域生活に困難を抱えている精神障害者又はその疑いのある者に対し、精神保健福祉センターが健康福祉センター、宇都宮市保健所と連携して、多職種で訪問支援等を行い、精神医療の導入など適切な支援に結びつけることにより、地域生活の安定を図ります。



6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

- 障害者が自立した生活を営むことができるよう、「とちぎ視聴覚障害者情報センター」や関係団体と連携しながら、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）を養成します。
- また、市町が実施する意思疎通支援事業を支援し、その活用を図るとともに、派遣業務に従事する者に対しフォローアップを行い、意思疎通支援の強化に取り組みます。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業

・手話通訳者養成事業<見込件数>

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習【通訳Ⅰ～Ⅲ】 修了見込者数	70	70	70

・要約筆記者養成事業<見込件数>

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習【手書き・PC】 修了見込者数	20	20	20

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業<見込件数>

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了見込者数	20	20	20

・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業<見込件数>

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了見込者数	20	20	20

<参考> 第6期計画における実績

・手話通訳者養成事業

区 分	令和3年度	令和4年度
養成講習修了者数	29	19

・要約筆記者養成事業

区 分	令和3年度	令和4年度
養成講習修了者数	13	10

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

区 分	令和3年度	令和4年度
養成講習修了者数	16	37

・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

区 分	令和3年度	令和4年度
養成講習修了者数	5	3

7 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

- 市町をまたぐ意思疎通支援を行う者の派遣に係る連絡調整を行い、利用の拡大に努めます。

8 依存症対策総合支援事業

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な支援や治療により、十分に回復が可能である一方、「依存症は本人の責任である」といった依存症に対する偏見や誤解を持っている者が多いことから、相談や治療につながるまでに長い時間がかかることがあります。そのため、依存症患者やその家族等が適切な支援に結びつくよう、依存症に関する正しい理解や知識を広めるための普及啓発を実施します。
- 行政機関（精神保健福祉センターや健康福祉センター）、医療機関、民間支援団体（自助グループや回復支援施設等）、その他関係する機関同士で連携した支援を実施できる体制を整備します。
- 依存症患者が適切な治療を受けられるよう専門医療機関及び治療拠点機関を設置します。
- 県民がいつでも依存症に関する相談支援窓口を知ることができるよう、相談支援窓口の周知や依存症に関する情報の発信に努めます。

依存症対策総合支援事業〈見込件数〉

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門医療機関数 (うち治療拠点機関数)	アルコール	4 (1)	4 (1)	4 (1)
	薬 物	3 (1)	3 (1)	4 (1)
	ギャンブル	3 (1)	3 (1)	3 (1)
相談拠点機関数	各依存症共通	1	1	1

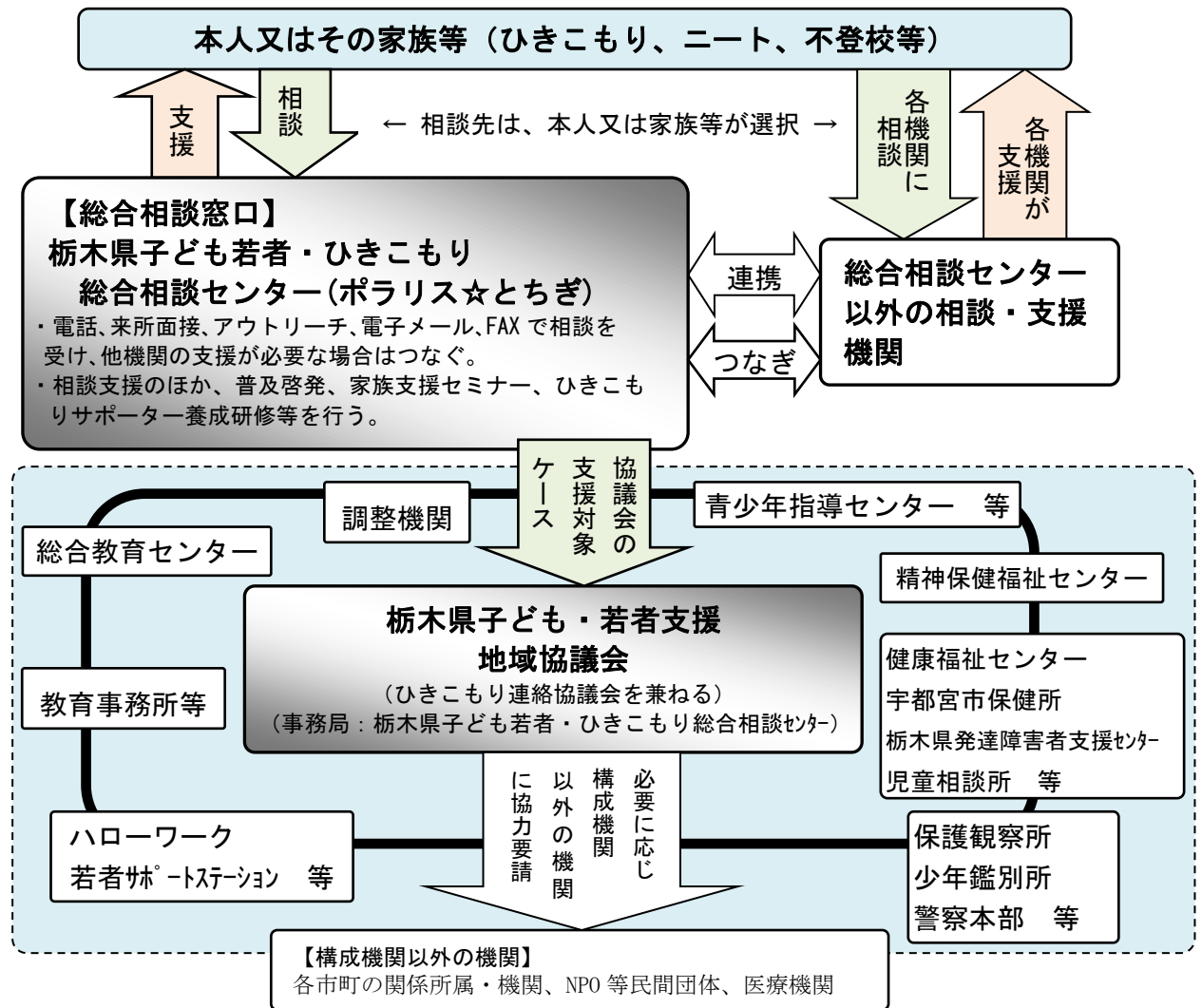
〈参考〉第6期計画における実績

区 分		令和3年度	令和4年度
専門医療機関数 (うち治療拠点機関数)	アルコール	1 (0)	3 (0)
	薬 物	1 (0)	1 (0)
	ギャンブル	0 (0)	1 (0)
相談拠点機関数	各依存症共通	1	1

9 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

- ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター「ポラリス☆とちぎ」を運営し、相談支援を行います。
- 栃木県子ども・若者支援地域協議会において、教育、福祉、医療、雇用等の様々な分野の関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整等を行います。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、「ポラリス☆とちぎ」による市町への出張相談を行うとともに、ひきこもりの本人や家族等に対し社会的自立に向けて支援を行うひきこもりサポーターを養成し、市町の相談体制の充実を図ります。

《子ども若者・ひきこもり総合相談センターと子ども・若者支援地域協議会のイメージ》



出張相談実施市町数<見込件数>

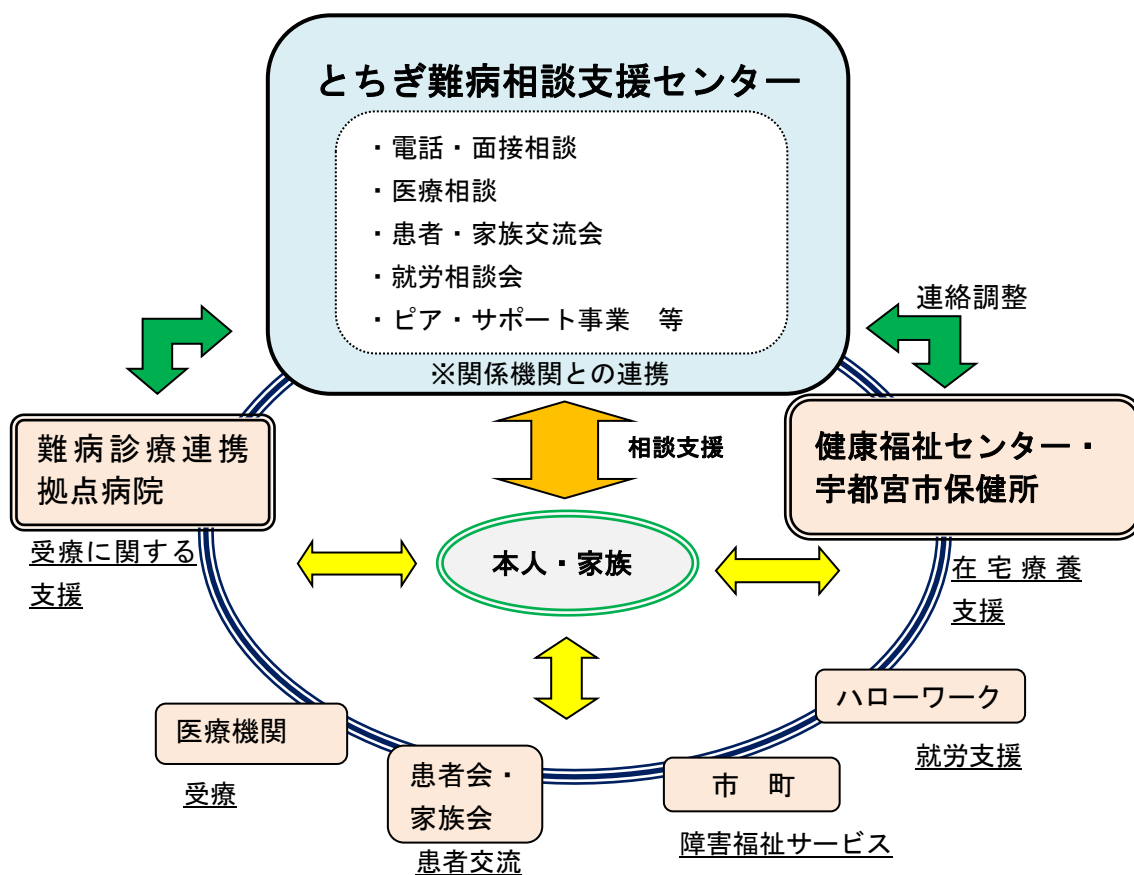
区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出張相談実施市町数	16	18	20

〈参考〉第6期計画における実績

区分	令和3年度	令和4年度
出張相談実施市町数	9	11

10 難病相談支援センター事業

- とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話・面接相談、医療相談、就労相談会等を通じて、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。
- 疾患群を限定せず広く難病患者の交流と情報交換の場として、患者家族交流会（サロン）を開催しています。
- 自身も難病を抱え、日常生活の不自由さを体験し、つらい気持ちを共感し合える仲間（ピア）が、サポート（支援）する相談事業（ピア・サポート）を実施しています。また、ピア・サポート事業の一つとして、同じような疾患を抱える難病患者同士の「疾患グループ別交流会」を開催しています。
- 今後も患者会活動等のサポート等、患者の目線に立って、センター機能のさらなる強化を図っていきます。



とちぎ難病相談支援センター〈見込件数〉

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談見込み件数	1,000	1,100	1,200

※ 相談見込み件数は、相談利用者延べ数を記載しています。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大に関連した相談実績を踏まえ、コロナ禍以前の件数を勘案して見込を設定しています。

〈参考〉第6期計画における実績

区分	令和3年度	令和4年度
相談件数	1,222	1,495

※ 相談件数は、相談利用者延べ数を記載しています。

V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の研修

- 利用者ニーズやサービス体系に対応するため、指定研修事業者と連携し、質の高い従事者の養成に取り組みます。

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保

- ・ 栃木県福祉人材・研修センターと連携の上、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等の人材の確保を図ります。

(2) 相談支援専門員の養成

- ・ 相談支援専門員は、障害児・者の希望する社会生活の実現のため、サービス等利用計画の作成やモニタリング、地域移行支援、地域定着支援を行い、各サービス提供事業者間の連携を図るなど重要な役割を担っています。
- ・ 資質向上のための研修を実施することにより、質の高いケアマネジメントを実践できる相談支援専門員の養成に取り組みます。
- ・ 地域の相談支援体制の充実を図るため、相談支援において指導的役割を担う人材の養成に取り組むとともに、定期的な情報交換や研さんに取り組むことができるよう支援します。

① 初任者研修（資格取得研修）

新たに相談支援に従事する者の養成

② 現任研修（更新研修）

現に相談支援業務に従事している相談支援専門員の資質向上

③ 専門コース別研修（スキルアップ研修）

専門性の高い相談に対応できる相談支援専門員の養成

④ 主任研修

地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者の養成

(3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成

- ・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）は、利用者のニーズと将来像の実現のために、サービス提供のプロセス全体を管理する責任者です。
- ・ サービスの質の確保に必要な知識や技術を有するサービス管理責任者等を確保するため、指定研修事業者と連携し、サービス管理責任者等の養成に取り組みます。

① サービス管理責任者等研修受講資格取得研修

サービス管理責任者等基礎研修の受講資格の取得

② サービス管理責任者等基礎研修

サービス管理責任者等として必要な知識や技術の習得

③ サービス管理責任者等更新研修

現にサービス管理責任者等に従事している者等の資質向上

(4) 喀痰吸引等研修認定特定行為業務従事者の養成

- ・ 障害福祉サービス事業所等に対する喀痰吸引等制度の周知等により、喀痰吸引等の研修の受講・修了を促進することで認定特定行為業務従事者の養成を図り、医療的ケアが必要な障害児・者の支援の充実を図ります。

(5) 強度行動障害支援者の養成

- ・ 行動障害を有する人のうち、直接的他害や間接的他害、自傷行為等の危険が伴う行動が頻回に出現するなど、処遇が困難な方（いわゆる「強度行動障害」を有する者）に対するサービスの質を向上し、家族や支援者の負担軽減等を図るため、指定研修事業者と連携し、障害特性の理解に基づく適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。

① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

強度行動障害を有する方に、適切な支援を行うことができる人材の養成

② 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

強度行動障害を有する方に、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成等ができる人材の養成

2 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

- 指定障害福祉サービス等の質の向上を図り、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、第三者による評価を推進し、第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、普及・啓発に努めます。
- 障害者の居住の場である障害者支援施設や共同生活援助事業所においては事業運営の透明性の確保が特に大切であることから、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう、必要な周知等を行います。

VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

(1) 関係機関の連携による虐待の防止

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、「市町障害者虐待防止センター」や県に設置した「障害者権利擁護センター」を中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

(2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止

- 指導監査時における虐待防止体制等の確認・指導や事前通告なしの現地調査等により、指導監査等における指導の充実強化を図ります。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護及び障害特性に応じた支援に関する研修の実施等により、施設従事者等の資質向上を図ります。
- 「障害者権利擁護センター」による市町の後方支援や広域調整等により、虐待相談・通報等に対する迅速・的確な対応を図ります。
- 障害福祉サービス事業者等に対し、虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置の徹底を図ります。

(3) 養護者による虐待への対応

- 虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、全ての市町において、一時保護に必要な居室を確保できるよう働きかけます。

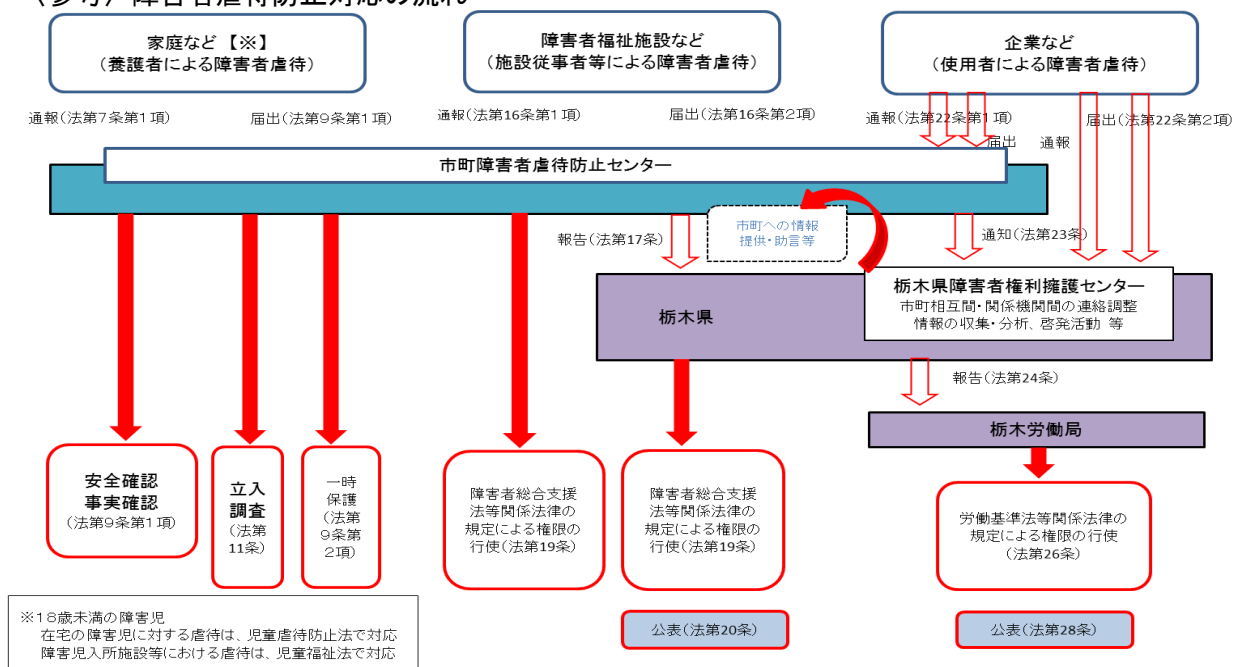
(4) 権利擁護の取組

- 障害福祉サービスの利用の観点から知的障害者や精神障害者が円滑に成年後見制度を利用できるよう支援を行うとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町及び関係機関と連携を図り、成年後見人等となる人材の育成に努めるなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

(5) 精神障害者に対する虐待の防止

- 精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、業務従事者等による通報の受理体制を整備し、監督権限等の適切な行使や措置等の公表をします。

〈参考〉障害者虐待防止対応の流れ



2 意思決定支援の促進

- ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められる中、障害者の自己決定を尊重し支援することが重要であることから、事業者が障害福祉サービスを提供する際に必要とされる意思決定の支援の枠組をまとめた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年 3 月厚生労働省）」の普及を図るため、次の研修等に取り組みます。

(1) 事業者への研修

- ・ 相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等を通じた意思決定支援の意義や正しい知識の普及、技術等の向上

(2) 関係者への普及

- ・ 障害福祉サービス事業所等の職員をはじめ、県民、行政職員、関係機関職員等を対象とした研修による成年後見制度の理解促進・普及啓発

3 障害者等に関する感染症対策

- 新興感染症等に関する対応については、保健所等の関係機関と連携のもと、情報を収集し、障害者及びその家族、社会福祉施設等に対する情報提供や相談対応に努めます。感染症に関する適切な知識を基に、感染症を理由とした偏見が生じないように十分に配慮します。
- 社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。そのため、社会福祉施設等の感染防止対策の取組を支援します。

4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- 障害福祉サービス事業所等は、地域に開かれた施設となるよう、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。
また、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、サービス管理責任者等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員の処遇改善等による職場環境の改善を進めていくことが必要なため、引き続き事業所に取組を促します。
- 障害福祉サービス事業所等は、災害時においては、福祉避難所として地域の安全提供の拠点とするなど重要な役割が期待されるため、災害時における対応について市町や関係団体等と連携し、地域の障害者の安全確保を図ります。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

- 障害福祉サービス等の質の向上と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施します。
- 指導監査結果について、市町と共有する体制を構築します。
- 障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に質の高い障害福祉サービス等を提供していくためには、障害福祉サービス等を担う人材の確保・定着を図ることが重要です。そのため、職員の処遇改善等による職場環境の整備等に取り組むとともに、ICTやロボットを活用した事務負担の軽減や業務の効率化に取り組んでいきます。

6 障害者等の文化芸術活動支援等による社会参加の促進

- 障害者の文化芸術活動への参加を通して、障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を一層促進するとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者文化祭や障害者芸術展を開催します。
- 多くの障害者が文化芸術にふれ、才能を発揮できるよう、その支援ノウハウを有する支援者の育成を行うとともに、創作活動やその支援に関する相談窓口を設置し、支援体制の整備に取り組みます。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）の趣旨及び「栃木県読書活動推進計画」（令和 6 年 3 月策定）に基づき、関係機関と連携を図りながら、視覚障害者等の読書環境の整備促進に努めます。

7 障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進

- 障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室の開催や情報提供の充実に努めます。また、障害者の健康の保持・増進及び社会参加を促進させるとともに障害者に対する理解を深めるため、栃木県障害者スポーツ大会等を開催します。
- 県を代表する選手の取組意欲の向上及び競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの普及、理解促進を目的とした強化指定選手制度に基づき選手を選定し、強化練習会の開催、県外遠征等を支援します。

8 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 50 号）や栃木県障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を図ります。
- 視覚、聴覚、言語・音声機能等に障害のある人のコミュニケーション能力を高めるため、視聴覚障害者向けの ICT 機器操作相談講習会の開催、障害者の ICT 機器の操作支援を行うボランティアの養成及び派遣など、障害当事者による ICT 活用等の促進を図るとともに、「とちぎ県政出前講座」などの活用により普及啓発に取り組み、条例の理念について県民への浸透を図ります。

9 障害を理由とする差別の解消の推進

- 栃木県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。
- 障害者差別について県民及び事業者が適切に対応するための道しるべとして策定した「栃木県障害者差別対応指針」を活用しながら、指定障害福祉サービス等の事業者をはじめとする福祉分野の事業者はもとより、民間事業者に対しても「とちぎ県政出前講座」を実施するなど、合理的配慮の浸透・定着に取り組みます。
- 事業者における合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者が円滑に対応できるよう、法や条例の趣旨の普及啓発や困った際の相談窓口の周知に取り組みます。

10 地域共生社会の実現に向けた取組

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、身近な場所で必要な支援を受けるための相談支援をはじめ、就労支援や居住支援など多様な社会参加に向けた支援、交流や参加の機会を生み出す地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施など、市町の「包括的な支援体制」の整備に向けた取組を支援します。

11 障害者の家族に対する支援の推進

- 障害者とその家族が地域で安心して暮らしていくためには、介護等を担う家族等の負担を軽減することが重要であるため、ケアラー※をはじめとする障害者の家族への支援の必要性等について、県民、関係機関、支援団体等の理解と関心を深めるとともに、市町や関係機関と連携し、ケアラーをはじめとする障害者の家族が相談しやすい環境を整備します。

※ ケアラーとは、高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいます。

Ⅶ 圏域ビジョン

障害保健福祉圏域ごとに障害福祉サービス等の見込量及び事業所の指定状況等を整理・分析し、各市町との意見交換を踏まえ、各圏域の課題及び今後の方向性についてまとめました。

1 県全体

(1) 県の概況

区分	交付者等	備考
面積	6,408.09 km ²	R5.7.1 現在（国土地理院全国都道府県市区町村別面積調）
人口	1,898,513 人	R5.4.1（栃木県毎月人口推計）
世帯	811,136 世帯	R5.4.1（栃木県毎月人口推計）
身体障害者手帳	70,179 人	R5.4.1 現在
療育手帳	19,606 人	R5.4.1 現在
精神障害者保健福祉手帳	17,969 人	R5.4.1 現在
特定医療費（指定難病）受給者証（※）	16,178 人	R5.3.31 現在

（※）指定難病ごとの患者数により算定（各圏域の数値について同じ）

(2) 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2.11.1 (A)	R5.11.1 (B)	増減 (B-A)	伸び率 (B/A)
居宅介護	事業所数	197	203	6	103.0
重度訪問介護	事業所数	140	146	6	104.3
同行援護	事業所数	78	82	4	105.1
行動援護	事業所数	23	20	△ 3	87.0
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
生活介護	事業所数	175	204	29	116.6
	定員	5,460	5,926	466	108.5
短期入所	事業所数	117	156	39	133.3
	定員	623	707	84	113.5
自立訓練（機能訓練）	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	30	30	0	100.0
自立訓練（生活訓練）	事業所数	18	19	1	105.6
	定員	217	190	△ 27	87.6
就労移行支援	事業所数	49	46	△ 3	93.9
	定員	543	482	△ 61	88.8
就労継続支援（A型）	事業所数	78	103	25	132.1
	定員	1,397	1,844	447	132.0
就労継続支援（B型）	事業所数	210	263	53	125.2
	定員	4,338	5,379	1,041	124.0
共同生活援助	住居数	429	585	156	136.4
	定員	2,923	4,078	1,155	139.5
施設入所支援※1	事業所数	46	46	0	100.0
	定員	2,249	2,244	△ 5	99.8
相談支援	事業所数	203	246	43	121.2
福祉型障害児入所施設	事業所数	4	4	0	100.0
	定員	70	70	0	100.0
医療型障害児入所施設	事業所数	5	5	0	100.0
	定員	408	434	26	106.4
福祉型児童発達支援センター	事業所数	5	8	3	160.0
	定員	150	190	40	126.7
医療型児童発達支援センター	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	50	50	0	100.0
児童発達支援・放課後等 デイサービス	事業所数	245	368	123	150.2
	定員	2,840	4,150	1,310	146.1
主に重症心身障害児を支援	事業所数	10	13	3	130.0
	定員	80	95	15	118.8
保育所等訪問支援	事業所数	20	34	14	170.0
障害児相談支援	事業所数	152	177	25	116.4

※1 都民施設を除く

(3) 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（県全体）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度	
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画		2,531	2,613	2,696
			B 実績	2,377			
		事業所数	C	203	215	221	228
		1事業所当たりの利用者数	D				
		今後必要となる事業所数	E 圏域計		12	18	25
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画		53	58	62
			B 実績	35			
		事業所数	C	146	190	204	215
		1事業所当たりの利用者数	D				
		今後必要となる事業所数	E 圏域計		44	58	69
	同行援護	利用者数（人）	A 計画		474	492	508
			B 実績	435			
		事業所数	C	82	90	94	97
		1事業所当たりの利用者数	D				
		今後必要となる事業所数	E 圏域計		8	12	15
	行動援護	利用者数（人）	A 計画		112	120	129
		B 実績	88				
事業所数		C	20	30	32	33	
1事業所当たりの利用者数		D					
今後必要となる事業所数		E 圏域計		10	12	13	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画		4	4	4	
		B 実績	0				
	事業所数	C	0	3	3	3	
	1事業所当たりの利用者数	D					
	今後必要となる事業所数	E 圏域計		3	3	3	
日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	938	845	901	960
			B 実績	708			
		定員	C	707	834	889	948
		平均利用者数	D				
		今後必要となる定員	E 圏域計		127	182	241
	生活介護	利用者数（人）	A 計画	5,282	5,320	5,399	5,481
			B 実績	5,205			
		定員	C	5,926			
今後必要となる定員	D A-C		△ 606	△ 527	△ 445		
居 住 支 援 系	自立生活援助	利用者数（人）	A 計画	33	14	14	17
			B 実績	1			
		事業所数	C	4			
	共同生活援助	利用者数（人）	A 計画	2,670	3,470	3,802	4,175
			B 実績	3,130			
定員	C	4,078					
今後必要となる定員	D A-C		△ 608	△ 276	97		

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	34	24	26	30
			B	実績	9			
		定員	C		30			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 6	△ 4	0
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	165	162	186	218
			B	実績	111			
		定員	C		190			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 28	△ 4	28
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			175	261
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	175	261
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	420	348	369	387	
		B	実績	283				
	定員	C		482				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 134	△ 113	△ 95	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	1,925	2,234	2,483	2,765	
		B	実績	1,952				
	定員	C		1,844				
	今後必要となる定員	D	A-C		390	639	921	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	4,390	4,825	5,061	5,310	
		B	実績	4,623				
	定員	C		5,379				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 554	△ 318	△ 69	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	200	148	166	185	
		B	実績	112				
	事業所数	C		25				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	2,433	2,824	3,077	3,358
			B	実績	2,314			
		定員	C		2,266			
		今後必要となる定員	D	A-C		558	811	1,092
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	4,762	5,773	6,196	6,647	
		B	実績	5,217				
	定員	C		3,525				
	今後必要となる定員	D	A-C		2,248	2,671	3,122	
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	30	13	13	15
			B	実績	4			
		事業所数	C		3			
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	128	245	289	347
		B	実績	136				
事業所数		C		34				
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	3,892	3,967	4,257	4,570
			B	実績	3,552			
		事業所数	C		243			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	1,471	1,713	1,903	2,119
			B	実績	1,492			
		事業所数	C		177			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	65	24	30	39
			B	実績	8			
		事業所数	C		54			
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	86	29	35	42
			B	実績	13			
		事業所数	C		54			

- ※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み
- ※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均
- ※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在
- ※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

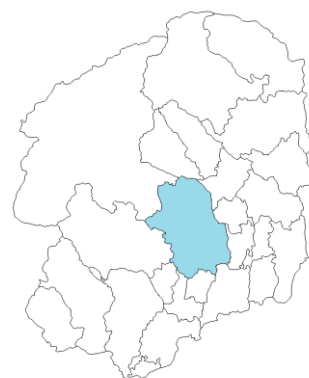
2 圏域の状況

※各圏域の「管内の概況」に係る数値の時点は、県全体の「県の概況」と同じ

(1) 宇都宮障害保健福祉圏域（宇都宮市）

① 管内の概況

区分	交付者等	県全体に占める割合
面積	416.85 km ²	6.5 %
人口	513,264 人	27.0 %
世帯	235,188 世帯	29.0 %
身体障害者手帳	14,968 人	21.3 %
療育手帳	4,774 人	24.3 %
精神障害者保健福祉手帳	5,289 人	29.4 %
特定医療費（指定難病）受給者証	4,291 人	26.5 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2. 11. 1 (A)	R5. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
居宅介護	事業所数	68	71	3	104.4
	重度訪問介護	44	45	1	102.3
同行援護	事業所数	31	33	2	106.5
行動援護	事業所数	11	10	△ 1	90.9
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
生活介護	事業所数	39	46	7	117.9
	定員	923	1,037	114	112.4
短期入所	事業所数	23	39	16	169.6
	定員	109	161	52	147.7
自立訓練（機能訓練）	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	30	30	0	100.0
自立訓練（生活訓練）	事業所数	4	4	0	100.0
	定員	65	54	△ 11	83.1
就労移行支援	事業所数	16	18	2	112.5
	定員	222	238	16	107.2
就労継続支援（A型）	事業所数	26	34	8	130.8
	定員	444	575	131	129.5
就労継続支援（B型）	事業所数	48	73	25	152.1
	定員	900	1,310	410	145.6
共同生活援助	住居数	88	155	67	176.1
	定員	636	1,181	545	185.7
施設入所支援	事業所数	7	7	0	100.0
	定員	220	220	0	100.0
相談支援	事業所数	46	54	8	117.4
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	130	130	0	100.0
福祉型児童発達支援センター	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	100	90	△ 10	90.0
医療型児童発達支援センター	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	50	50	0	100.0
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	73	114	41	156.2
	定員	795	1,220	425	153.5
主に重症心身障害児を支援	事業所数	2	3	1	150.0
	定員	15	20	5	133.3
保育所等訪問支援	事業所数	4	10	6	250.0
障害児相談支援	事業所数	30	36	6	120.0

③ 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（宇都宮）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度	
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画		790	806	822
			B 実績	776			
		事業所数	C	71	72	74	75
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	10.9			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	3	4
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画		23	26	29
			B 実績	17			
		事業所数	C	45	61	69	77
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.4			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C				32
	同行援護	利用者数（人）	A 計画		189	195	201
			B 実績	176			
事業所数		C	33	35	37	38	
1事業所当たりの利用者数		D B/C	5.3				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		2	4	5	
行動援護	利用者数（人）	A 計画		54	58	63	
		B 実績	48				
	事業所数	C	10	11	12	13	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	4.8				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	2	3	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画		0	0	0	
		B 実績	0				
	事業所数	C	0	0	0	0	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.0				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		0	0	0	
日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	144	209	216	223
			B 実績	177			
		定員	C	161	190	196	203
		平均利用者数	D B/C	1.1			
		今後必要となる定員	E (A/D)-C		29	35	42
	生活介護	利用者数（人）	A 計画	1,198	1,124	1,135	1,146
			B 実績	1,116			
		定員	C	1,037			
今後必要となる定員		D A-C		87	98	109	
居 住 支 援 系	自立生活援助	利用者数（人）	A 計画	3	1	1	1
			B 実績	1			
		事業所数	C	1			
	共同生活援助	利用者数（人）	A 計画	713	922	1,060	1,219
			B 実績	779			
		定員	C	1,181			
	今後必要となる定員	D A-C		△ 259	△ 121	38	

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	6	1	1	1
			B	実績	1			
		定員	C		30			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 29	△ 29	△ 29
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	35	31	33	35
			B	実績	31			
		定員	C		54			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 23	△ 21	△ 19
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			10	30
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	10	30
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	113	103	107	111	
		B	実績	101				
	定員	C		238				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 135	△ 131	△ 127	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	614	665	751	849	
		B	実績	577				
	定員	C		575				
	今後必要となる定員	D	A-C		90	176	274	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	885	1,026	1,108	1,197	
		B	実績	951				
	定員	C		1,310				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 284	△ 202	△ 113	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	64	39	42	45	
		B	実績	37				
	事業所数	C		9				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	575	727	862	1,024
			B	実績	484			
		定員	C		785			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 58	77	239
	放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	1,589	1,692	1,811	1,937
			B	実績	1,456			
		定員	C		1,065			
		今後必要となる定員	D	A-C		627	746	872
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	5	3	3	3
			B	実績	2			
		事業所数	C		2			
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	25	111	136	168
			B	実績	40			
		事業所数	C		10			
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	957	1,047	1,141	1,244
			B	実績	892			
		事業所数	C		54			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	295	226	264	309
			B	実績	187			
		事業所数	C		36			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	4	1	1	1
			B	実績	0			
		事業所数	C		12			
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	9	1	1	1
			B	実績	1			
		事業所数	C		12			

※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均

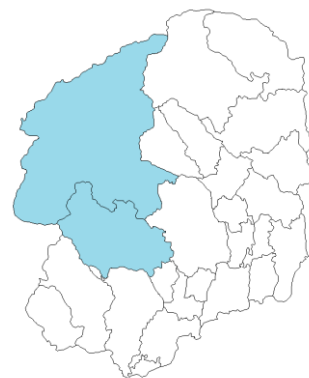
※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(2) 県西障害保健福祉圏域（鹿沼市、日光市）

① 管内の概況

区分	交付者等	県全体に占める割合
面積	1,940.47 km ²	30.3 %
人口	166,184 人	8.8 %
世帯	68,698 世帯	8.5 %
身体障害者手帳	6,812 人	9.7 %
療育手帳	1,933 人	9.9 %
精神障害者保健福祉手帳	1,556 人	8.7 %
特定医療費（指定難病）受給者証	1,598 人	9.9 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2. 11. 1 (A)	R5. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
居宅介護	事業所数	14	12	△ 2	85.7
	重度訪問介護	8	6	△ 2	75.0
同行援護	事業所数	6	4	△ 2	66.7
	行動援護	1	0	△ 1	0.0
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
	生活介護	20	22	2	110.0
生活介護	定員	712	734	22	103.1
	短期入所	12	16	4	133.3
短期入所	定員	58	60	2	103.4
	自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0
定員		0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	0	1	1	皆増
	定員	0	6	6	皆増
就労移行支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	6	6	0	100.0
就労継続支援（A型）	事業所数	8	12	4	150.0
	定員	175	240	65	137.1
就労継続支援（B型）	事業所数	22	24	2	109.1
	定員	451	471	20	104.4
共同生活援助	住居数	56	68	12	121.4
	定員	351	436	85	124.2
施設入所支援※1	事業所数	5	5	0	100.0
	定員	230	230	0	100.0
相談支援	事業所数	17	22	5	129.4
	福祉型障害児入所施設	0	0	0	-
福祉型障害児入所施設	定員	0	0	0	-
	医療型障害児入所施設	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	定員	0	0	0	-
	福祉型児童発達支援センター	0	0	0	-
福祉型児童発達支援センター	定員	0	0	0	-
	医療型児童発達支援センター	0	0	0	-
医療型児童発達支援センター	定員	0	0	0	-
	児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	24	31	7
定員		275	350	75	127.3
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	5	5	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	3	3	0	100.0
障害児相談支援	事業所数	13	15	2	115.4

※1 都民施設を除く

③ 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（県西）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度	
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画		179	184	189
			B 実績	173			
		事業所数	C	12	12	13	13
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	14.4			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		0	1	1
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画		1	1	1
			B 実績	1			
		事業所数	C	6	6	6	6
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.2			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		0	0	0
	同行援護	利用者数（人）	A 計画		47	50	53
			B 実績	44			
		事業所数	C	4	4	5	5
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	11.0			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		0	1	1
	行動援護	利用者数（人）	A 計画		5	6	6
		B 実績	3				
事業所数		C	0	1	1	1	
1事業所当たりの利用者数		D B/C	0.0				
今後必要となる事業所数		E (A/D)-C		1	1	1	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画		0	0	0	
		B 実績	0				
	事業所数	C	0	0	0	0	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.0				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		0	0	0	
日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	115	76	78	80
			B 実績	71			
		定員	C	60	64	66	68
		平均利用者数	D B/C	1.2			
		今後必要となる定員	E (A/D)-C		4	6	8
	生活介護	利用者数（人）	A 計画	599	587	596	605
			B 実績	579			
		定員	C	734			
		今後必要となる定員	D A-C		△ 147	△ 138	△ 129
		今後必要となる定員	D A-C		△ 147	△ 138	△ 129
居 住 支 援 系	自立生活援助	利用者数（人）	A 計画	1	1	1	1
			B 実績	0			
		事業所数	C	0			
	共同生活援助	利用者数（人）	A 計画	245	328	343	358
			B 実績	315			
		定員	C	436			
		今後必要となる定員	D A-C		△ 108	△ 93	△ 78

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	3	4	4	5
			B	実績	4			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		4	4	5
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	16	7	7	8
			B	実績	4			
		定員	C		6			
		今後必要となる定員	D	A-C		1	1	2
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			13	24
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	13	24
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	30	15	16	17	
		B	実績	9				
	定員	C		6				
	今後必要となる定員	D	A-C		9	10	11	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	248	243	268	293	
		B	実績	226				
	定員	C		240				
	今後必要となる定員	D	A-C		3	28	53	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	440	445	469	493	
		B	実績	423				
	定員	C		471				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 26	△ 2	22	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	10	8	9	10	
		B	実績	8				
	事業所数	C		2				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	237	209	221	233
			B	実績	184			
		定員	C		145			
		今後必要となる定員	D	A-C		64	76	88
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	370	480	530	580	
		B	実績	446				
	定員	C		300				
	今後必要となる定員	D	A-C		180	230	280	
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	1	1	1	1
			B	実績	0			
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	6	4	4	5
			B	実績	1			
	事業所数	C		3				
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	285	340	355	370
			B	実績	328			
		事業所数	C		21			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	114	147	155	163
			B	実績	143			
		事業所数	C		15			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	2	1	1	2
			B	実績	0			
		事業所数	C		4			
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	2	1	1	2
			B	実績	0			
		事業所数	C		4			

※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均

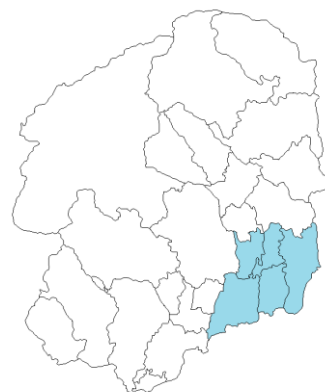
※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(3) 県東障害保健福祉圏域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

① 管内の概況

区分	交付者等	県全体に占める割合
面積	563.84 km ²	8.8 %
人口	135,547 人	7.1 %
世帯	52,642 世帯	6.5 %
身体障害者手帳	4,917 人	7.0 %
療育手帳	1,617 人	8.2 %
精神障害者保健福祉手帳	1,157 人	6.4 %
特定医療費（指定難病）受給者証	1,083 人	6.7 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2. 11. 1 (A)	R5. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
居宅介護	事業所数	10	10	0	100.0
	定員				
重度訪問介護	事業所数	7	7	0	100.0
	定員				
同行援護	事業所数	1	1	0	100.0
	定員				
行動援護	事業所数	2	1	△ 1	50.0
	定員				
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
	定員				
生活介護	事業所数	10	11	1	110.0
	定員	285	291	6	102.1
短期入所	事業所数	7	7	0	100.0
	定員	23	24	1	104.3
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
就労移行支援	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	12	12	0	100.0
就労継続支援（A型）	事業所数	4	6	2	150.0
	定員	70	105	35	150.0
就労継続支援（B型）	事業所数	13	18	5	138.5
	定員	283	363	80	128.3
共同生活援助	住居数	21	28	7	133.3
	定員	126	175	49	138.9
施設入所支援	事業所数	3	3	0	100.0
	定員	120	120	0	100.0
相談支援	事業所数	10	15	5	150.0
	定員				
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
福祉型児童発達支援センター	事業所数	0	1	1	皆増
	定員	0	15	15	皆増
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	15	26	11	173.3
	定員	175	290	115	165.7
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	5	5	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	1	3	2	300.0
	定員				
障害児相談支援	事業所数	10	15	5	150.0
	定員				

③ 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（県東）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度			
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画	$\frac{201}{147}$	201	217	235		
			B 実績	147					
		事業所数	C	10	14	15	16		
		1事業所当たりの利用者数	D	14.7					
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		4	5	6		
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画	$\frac{3}{0}$	3	3	3		
			B 実績	0					
		事業所数	C	7	7	7	7		
		1事業所当たりの利用者数	D	0.0					
	同行援護	利用者数（人）	A 計画	$\frac{7}{5}$	7	7	7		
			B 実績	5					
		事業所数	C	1	1	1	1		
1事業所当たりの利用者数		D	5.0						
系	行動援護	利用者数（人）	A 計画	$\frac{7}{5}$	7	7	8		
			B 実績	5					
		事業所数	C	1	1	1	2		
		1事業所当たりの利用者数	D	5.0					
	重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画	$\frac{0}{0}$	0	0	0		
			B 実績	0					
		事業所数	C	0	0	0	0		
		1事業所当たりの利用者数	D	0.0					
	日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	$\frac{70}{33}$	70	53	58	63
				B 実績	33				
			定員	C	24	39	42	46	
			平均利用者数	D	1.4				
今後必要となる定員			E (A/D)-C		15	18	22		
生活介護		利用者数（人）	A 計画	$\frac{386}{379}$	386	390	396	402	
			B 実績	379					
		定員	C	291					
		今後必要となる定員	D	A-C		99	105	111	
居 住 支 援 系		自立生活援助	利用者数（人）	A 計画	$\frac{9}{0}$	9	3	3	4
				B 実績	0				
			事業所数	C	1				
	共同生活援助	利用者数（人）	A 計画	220	304	333	365		
			B 実績	252					
	定員	C	175						
	今後必要となる定員	D	A-C		129	158	190		

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	4	2	2	2
			B	実績	0			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		2	2	2
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	5	4	4	5
			B	実績	1			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		4	4	5
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			18	19
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	18	19
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	21	20	23	25	
		B	実績	12				
	定員	C		12				
	今後必要となる定員	D	A-C		8	11	13	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	110	216	249	289	
		B	実績	158				
	定員	C		105				
	今後必要となる定員	D	A-C		111	144	184	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	380	429	445	462	
		B	実績	387				
	定員	C		363				
	今後必要となる定員	D	A-C		66	82	99	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	10	12	13	13	
		B	実績	5				
	事業所数	C		0				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	125	100	104	108
			B	実績	87			
		定員	C		140			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 40	△ 36	△ 32
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	341	379	419	464	
		B	実績	343				
	定員	C		270				
	今後必要となる定員	D	A-C		109	149	194	
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	4	1	1	1
			B	実績	0			
		事業所数	C		0			
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	9	11	12	13
		B	実績	4				
事業所数		C		3				
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	265	247	263	280
			B	実績	197			
		事業所数	C		15			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	125	107	115	124
			B	実績	111			
		事業所数	C		15			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	8	4	5	7
			B	実績	1			
		事業所数	C		2			
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	9	3	5	7
			B	実績	1			
		事業所数	C		2			

※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均

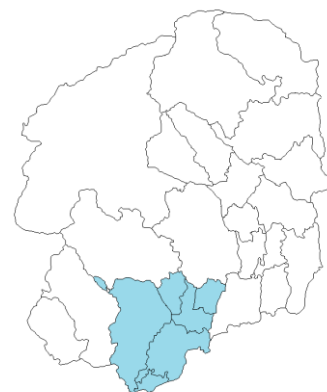
※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(4) 県南障害保健福祉圏域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）

① 管内の概況

区 分	交付者等	県全体に占める割合
面積	723.56 km ²	11.3%
人口	471,051 人	24.8%
世帯	195,636 世帯	24.1%
身体障害者手帳	20,102 人	28.6%
療育手帳	5,015 人	25.6%
精神障害者保健福祉手帳	4,197 人	23.4%
特定医療費（指定難病）受給者証	3,987 人	24.6%



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2. 11. 1 (A)	R5. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
居宅介護	事業所数	48	49	1	102.1
	定員	1,173	1,238	65	105.5
重度訪問介護	事業所数	35	37	2	105.7
	定員	122	135	13	110.7
同行援護	事業所数	21	21	0	100.0
	定員	69	43	△ 26	62.3
行動援護	事業所数	4	4	0	100.0
	定員	747	927	180	124.1
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
生活介護	事業所数	37	42	5	113.5
	定員	1,173	1,238	65	105.5
短期入所	事業所数	22	30	8	136.4
	定員	122	135	13	110.7
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	5	6	1	120.0
	定員	48	68	20	141.7
就労移行支援	事業所数	8	6	△ 2	75.0
	定員	69	43	△ 26	62.3
就労継続支援（A型）	事業所数	17	22	5	129.4
	定員	294	400	106	136.1
就労継続支援（B型）	事業所数	53	55	2	103.8
	定員	1,204	1,375	171	114.2
共同生活援助	住居数	117	142	25	121.4
	定員	747	927	180	124.1
施設入所支援	事業所数	10	10	0	100.0
	定員	517	517	0	100.0
相談支援	事業所数	57	69	12	121.1
	定員	20	20	0	100.0
福祉型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	20	20	0	100.0
医療型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	60	60	0	100.0
福祉型児童発達支援センター	事業所数	0	1	1	皆増
	定員	0	20	20	皆増
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	55	87	32	158.2
	定員	665	980	315	147.4
主に重症心身障害児を支援	事業所数	3	5	2	166.7
	定員	25	35	10	140.0
保育所等訪問支援	事業所数	6	11	5	183.3
	定員	36	45	9	125.0
障害児相談支援	事業所数	36	45	9	125.0
	定員	36	45	9	125.0

③ 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（県南）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度	
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画		575	576	577
			B 実績	553			
		事業所数	C	49	51	51	51
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	11.3			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		2	2	2
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画		18	20	21
			B 実績	13			
		事業所数	C	37	51	57	60
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.4			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		14	20	23
	同行援護	利用者数（人）	A 計画		91	95	100
			B 実績	84			
		事業所数	C	21	23	24	25
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	4.0			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		2	3	4
	行動援護	利用者数（人）	A 計画		28	31	34
		B 実績	22				
事業所数		C	4	5	6	6	
1事業所当たりの利用者数		D B/C	5.5				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	2	2	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画		2	2	2	
		B 実績	0				
	事業所数	C	0	1	1	1	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.0				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	1	1	
日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	168	160	175	193
			B 実績	128			
		定員	C	135	169	185	204
		平均利用者数	D B/C	0.9			
		今後必要となる定員	E (A/D)-C		34	50	69
	生活介護	利用者数（人）	A 計画	1,314	1,311	1,328	1,347
			B 実績	1,292			
		定員	C	1,238			
今後必要となる定員		D A-C		73	90	109	
居 住 支 援 系	自立生活援助	利用者数（人）	A 計画	6	4	4	4
			B 実績	0			
		事業所数	C	0			
	共同生活援助	利用者数（人）	A 計画	644	872	960	1,059
			B 実績	778			
		定員	C	927			
	今後必要となる定員	D A-C		△ 55	33	132	

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	11	8	10	13
			B	実績	3			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		8	10	13
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	43	78	96	122
			B	実績	47			
		定員	C		68			
		今後必要となる定員	D	A-C		10	28	54
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			66	77
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	66	77
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	74	63	68	73	
		B	実績	53				
	定員	C		43				
	今後必要となる定員	D	A-C		20	25	30	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	407	492	539	591	
		B	実績	437				
	定員	C		400				
	今後必要となる定員	D	A-C		92	139	191	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	1,137	1,296	1,361	1,432	
		B	実績	1,244				
	定員	C		1,375				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 79	△ 14	57	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	24	31	35	39	
		B	実績	24				
	事業所数	C		3				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	660	810	838	866
			B	実績	729			
		定員	C		556			
		今後必要となる定員	D	A-C		254	282	310
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	934	1,363	1,441	1,524	
		B	実績	1,280				
	定員	C		790				
	今後必要となる定員	D	A-C		573	651	734	
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	8	4	4	4
			B	実績	1			
		事業所数	C		0			
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	16	44	52	61
		B	実績	30				
事業所数		C		11				
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	1,181	1,030	1,110	1,199
			B	実績	955			
		事業所数	C		69			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	412	527	574	626
			B	実績	467			
		事業所数	C		45			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	21	8	11	15
			B	実績	2			
		事業所数	C		14			
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	30	12	13	14
			B	実績	8			
		事業所数	C		14			

※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均

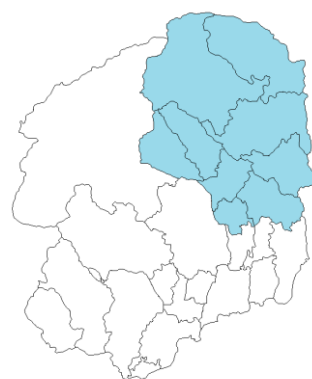
※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(5) 県北障害保健福祉圏域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）

① 管内の概況

区 分	交付者等	県全体に占める割合
面積	2, 229. 59 km ²	34. 8 %
人口	358, 833 人	18. 9 %
世帯	148, 279 世帯	18. 3 %
身体障害者手帳	14, 930 人	21. 3 %
療育手帳	3, 739 人	19. 1 %
精神障害者保健福祉手帳	3, 263 人	18. 2 %
特定医療費（指定難病）受給者証	2, 954 人	18. 3 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2. 11. 1 (A)	R5. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
居宅介護	事業所数	31	35	4	112. 9
	定員	1, 260	1, 491	231	118. 3
重度訪問介護	事業所数	24	28	4	116. 7
	定員	166	194	28	116. 9
同行援護	事業所数	11	16	5	145. 5
	定員	3	3	0	100. 0
行動援護	事業所数	3	3	0	100. 0
	定員	0	0	0	-
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
生活介護	事業所数	42	56	14	133. 3
	定員	1, 260	1, 491	231	118. 3
短期入所	事業所数	39	44	5	112. 8
	定員	248	247	△ 1	99. 6
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	8	7	△ 1	87. 5
	定員	98	56	△ 42	57. 1
就労移行支援	事業所数	16	13	△ 3	81. 3
	定員	166	133	△ 33	80. 1
就労継続支援（A型）	事業所数	14	14	0	100. 0
	定員	254	264	10	103. 9
就労継続支援（B型）	事業所数	39	49	10	125. 6
	定員	854	1, 022	168	119. 7
共同生活援助	住居数	74	99	25	133. 8
	定員	492	649	157	131. 9
施設入所支援※1	事業所数	14	14	0	100. 0
	定員	702	697	△ 5	99. 3
相談支援	事業所数	49	58	9	118. 4
	定員	50	50	0	100. 0
福祉型障害児入所施設	事業所数	3	3	0	100. 0
	定員	50	50	0	100. 0
医療型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100. 0
	定員	50	50	0	100. 0
福祉型児童発達支援センター	事業所数	2	2	0	100. 0
	定員	40	40	0	100. 0
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	40	58	18	145. 0
	定員	520	760	240	146. 2
主に重症心身障害児を支援	事業所数	2	2	0	100. 0
	定員	10	10	0	100. 0
保育所等訪問支援	事業所数	2	2	0	100. 0
	定員	2	2	0	100. 0
障害児相談支援	事業所数	39	46	7	117. 9
	定員	39	46	7	117. 9

※1 都民施設を除く

③ 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（県北）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度	
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画	/	512	553	592
			B 実績	461			
		事業所数	C	35	39	42	45
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	13.2			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C	/	4	7	10
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画	/	6	6	6
			B 実績	4			
		事業所数	C	28	42	42	42
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.1			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C	/	14	14	14
	同行援護	利用者数（人）	A 計画	/	79	84	86
			B 実績	67			
事業所数		C	16	19	20	21	
1事業所当たりの利用者数		D B/C	4.2				
今後必要となる事業所数		E (A/D)-C	/	3	4	5	
行動援護	利用者数（人）	A 計画	/	9	9	9	
		B 実績	3				
	事業所数	C	3	9	9	9	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	1.0				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C	/	6	6	6	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画	/	1	1	1	
		B 実績	0				
	事業所数	C	0	1	1	1	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.0				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C	/	1	1	1	
日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	364	302	327	352
			B 実績	251			
		定員	C	247	297	322	346
		平均利用者数	D B/C	1.0			
		今後必要となる定員	E (A/D)-C	/	50	75	99
	生活介護	利用者数（人）	A 計画	1,105	1,091	1,125	1,160
			B 実績	1,026			
		定員	C	1,491			
		今後必要となる定員	D A-C	/	△ 400	△ 366	△ 331
		居住支援系	利用者数（人）	A 計画	9	3	3
共同生活援助		B 実績	0				
	事業所数	C	0				
	利用者数（人）	A 計画	478	589	628	671	
		B 実績	563				
	定員	C	649				
今後必要となる定員	D A-C	/	△ 60	△ 21	22		

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	8	6	6	6
			B	実績	0			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		6	6	6
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	42	29	31	32
			B	実績	18			
		定員	C		56			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 27	△ 25	△ 24
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			50	71
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	50	71
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	124	108	115	120	
		B	実績	77				
	定員	C		133				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 25	△ 18	△ 13	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	377	378	411	448	
		B	実績	334				
	定員	C		264				
	今後必要となる定員	D	A-C		114	147	184	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	913	936	971	1,006	
		B	実績	938				
	定員	C		1,022				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 86	△ 51	△ 16	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	52	40	47	56	
		B	実績	23				
	事業所数	C		7				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	433	511	572	642
			B	実績	389			
		定員	C		335			
		今後必要となる定員	D	A-C		176	237	307
放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	973	1,017	1,107	1,205	
		B	実績	901				
	定員	C		630				
	今後必要となる定員	D	A-C		387	477	575	
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	6	2	2	3
			B	実績	1			
	事業所数	C		0				
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	60	48	56	69
		B	実績	33				
事業所数	C		2					
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	823	818	879	943
			B	実績	728			
		事業所数	C		58			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	313	351	395	444
			B	実績	291			
		事業所数	C		46			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	21	8	9	10
			B	実績	3			
	事業所数	C		13				
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	27	10	11	12
			B	実績	3			
		事業所数	C		13			

※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均

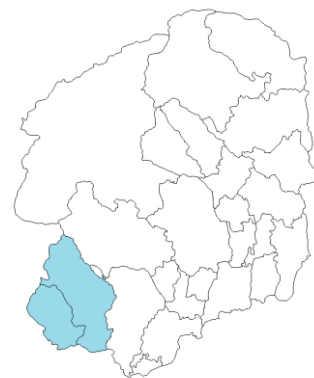
※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(6) 両毛障害保健福祉圏域（足利市、佐野市）

① 管内の概況

区 分	交付者等	県全体に占める割合
面積	533.8 km ²	8.3 %
人口	253,634 人	13.4 %
世帯	110,693 世帯	13.6 %
身体障害者手帳	8,450 人	12.0 %
療育手帳	2,528 人	12.9 %
精神障害者保健福祉手帳	2,507 人	14.0 %
特定医療費（指定難病）受給者証	2,265 人	14.0 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		R2. 11. 1 (A)	R5. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
居宅介護	事業所数	26	26	0	100.0
重度訪問介護	事業所数	22	23	1	104.5
同行援護	事業所数	8	7	△ 1	87.5
行動援護	事業所数	2	2	0	100.0
重度障害者等包括支援	事業所数	0	0	0	-
生活介護	事業所数	27	27	0	100.0
	定員	1,107	1,135	28	102.5
短期入所	事業所数	14	20	6	142.9
	定員	63	80	17	127.0
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	6	6	0	100.0
就労移行支援	事業所数	6	6	0	100.0
	定員	68	50	△ 18	73.5
就労継続支援（A型）	事業所数	9	15	6	166.7
	定員	160	260	100	162.5
就労継続支援（B型）	事業所数	35	44	9	125.7
	定員	646	838	192	129.7
共同生活援助	住居数	73	93	20	127.4
	定員	571	710	139	124.3
施設入所支援※1	事業所数	7	7	0	100.0
	定員	460	460	0	100.0
相談支援	事業所数	24	28	4	116.7
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	168	194	26	115.5
福祉型児童発達支援センター	事業所数	1	2	1	200.0
	定員	10	25	15	250.0
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	38	52	14	136.8
	定員	410	550	140	134.1
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	20	20	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	4	5	1	125.0
障害児相談支援	事業所数	24	20	△ 4	83.3

※1 都民施設を除く

③ 令和6（2024）～8（2026）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算（両毛）

区分	サービス名等		5年度	6年度	7年度	8年度	
訪 問 系	居宅介護	利用者数（人）	A 計画		274	277	281
			B 実績	267			
		事業所数	C	26	27	27	27
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	10.3			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	1	1
	重度訪問介護	利用者数（人）	A 計画		2	2	2
			B 実績	0			
		事業所数	C	23	23	23	23
		1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.0			
		今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		0	0	0
	同行援護	利用者数（人）	A 計画		61	61	61
			B 実績	59			
事業所数		C	7	7	7	7	
1事業所当たりの利用者数		D B/C	8.4				
今後必要となる事業所数		E (A/D)-C		0	0	0	
行動援護	利用者数（人）	A 計画		9	9	9	
		B 実績	7				
	事業所数	C	2	3	3	3	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	3.5				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	1	1	
重度障害者等 包括支援	利用者数（人）	A 計画		1	1	1	
		B 実績	0				
	事業所数	C	0	1	1	1	
	1事業所当たりの利用者数	D B/C	0.0				
	今後必要となる事業所数	E (A/D)-C		1	1	1	
日 中 活 動 系	短期入所	利用者数（人）	A 計画	77	45	47	49
			B 実績	48			
		定員	C	80	75	78	82
		平均利用者数	D B/C	0.6			
		今後必要となる定員	E (A/D)-C		△ 5	△ 2	2
	生活介護	利用者数（人）	A 計画	680	817	819	821
			B 実績	813			
		定員	C	1,135			
		今後必要となる定員	D A-C		△ 318	△ 316	△ 314
		今後必要となる定員	D A-C		△ 255	△ 232	△ 207
居 住 支 援 系	自立生活援助	利用者数（人）	A 計画	5	2	2	3
			B 実績	0			
		事業所数	C	2			
	共同生活援助	利用者数（人）	A 計画	370	455	478	503
			B 実績	443			
		定員	C	710			
今後必要となる定員	D A-C		△ 255	△ 232	△ 207		

区分	サービス名等				5年度	6年度	7年度	8年度
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	2	3	3	3
			B	実績	1			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		3	3	3
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	24	13	15	16
			B	実績	10			
		定員	C		6			
		今後必要となる定員	D	A-C		7	9	10
	就労選択支援	利用者数(人)	A	計画			18	40
			B	実績				
		定員	C					
		今後必要となる定員	D	A-C		0	18	40
就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	58	39	40	41	
		B	実績	31				
	定員	C		50				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 11	△ 10	△ 9	
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	169	240	265	295	
		B	実績	220				
	定員	C		260				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 20	5	35	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	635	693	707	720	
		B	実績	680				
	定員	C		838				
	今後必要となる定員	D	A-C		△ 145	△ 131	△ 118	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	40	18	20	22	
		B	実績	15				
	事業所数	C		4				
障害児通所系	児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	403	467	480	485
			B	実績	441			
		定員	C		305			
		今後必要となる定員	D	A-C		162	175	180
	放課後等 デイサービス	利用者数(人)	A	計画	555	842	888	937
			B	実績	791			
		定員	C		470			
		今後必要となる定員	D	A-C		372	418	467
障害児訪問系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数(人)	A	計画	6	2	2	3
			B	実績	0			
		事業所数	C		1			
	保育所等訪問支援	利用者数(人)	A	計画	12	27	29	31
			B	実績	28			
		事業所数	C		5			
相談支援系	計画相談支援	利用者数(人)	A	計画	381	485	509	534
			B	実績	452			
		事業所数	C		26			
	障害児相談支援	利用者数(人)	A	計画	212	355	400	453
			B	実績	293			
		事業所数	C		20			
	地域移行支援	利用者数(人)	A	計画	9	2	3	4
			B	実績	2			
		事業所数	C		9			
	地域定着支援	利用者数(人)	A	計画	9	2	4	6
			B	実績	0			
		事業所数	C		9			

※ 6～8年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 5年度の利用者数の実績は、5年4月～8月の平均

※ 事業所数及び定員については、5年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

3 まとめ

栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）の策定に当たって、障害保健福祉圏域ごとに行った県と市町による障害保健福祉圏域調整会議での意見交換を踏まえ、各圏域の課題及び今後の方向性について、次のとおりまとめました。

(1) 圏域の課題

①宇都宮圏域（宇都宮市）

○ 相談支援体制の充実

サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等について、基幹相談支援センターを中心に障がい者生活支援センターや保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」等と連携した相談支援体制の更なる充実が必要です。

○ 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援体制について、関係機関と連携を図りながら支援を実施していくとともに、その機能の充実が図られるよう、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証・検討することが必要です。

○ 精神障害者の地域移行の推進

保健、医療、福祉の関係者による協議の場を活用し、精神科医療機関や地域援助事業者との連携により地域課題の抽出や退院促進に向けた更なる取組を着実に推進していくことが課題となっております。

②県西圏域（鹿沼市、日光市）

○ 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等について、関係機関との情報共有や連携により、その機能を有効に活用し、緊急時の短期入所受入等への対応が課題となっております。

○ 児童発達支援センターの確保

地域資源の不足や既存の関係施設との整理の課題があることから、児童発達支援センターの確保に向け、地域におけるニーズを加味した上で、児童発達支援センターと同等の中核的な支援機能を有する体制を整備することが求められます。

③県東圏域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

○ 一般就労への移行等の推進

障害福祉サービス事業所や就労先企業が圏域内に偏在しており、公共交通機関が少ない中で、一般就労への移行を進めるには、交通手段の確保が課題となっております。

○ 精神障害に関する協議の場の設置

精神科医療機関、地域援助事業者、市町などで精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの共通認識を図るとともに、重層的な連携による支援体制を構築することが求められます。

④県南圏域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）

○ 相談支援体制の充実

障害児のサービス等利用計画の作成を行う相談支援事業所の相談支援専門員の育成、個別事例における専門的な指導や助言等について、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実が必要です。

- 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置に向け、地域におけるニーズを加味した上で、児童発達支援センターと同等の中核的な支援機能を有する体制を整備することが求められます。
 - 一般就労への移行等の推進

一般就労への移行について、移動手段が少ないことから、勤務対象となる事業所が限定されるケースがあり、一般就労への移行が進まない状況です。
- ⑤ 県北圏域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）
- 相談支援体制の充実

基幹相談支援センターが設置されていない市町があるため、設置を促進するとともに、相談支援専門員を計画的に確保することが求められています。
 - 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等について、関係機関との情報共有や連携により、その機能を有効に活用していくことが求められます。
 - 精神障害に関する協議の場の設置

保健、医療、福祉の関係者による協議の場の未設置市町を支援するとともに、市町の協議の場と圏域の協議の場を連動させて地域課題を抽出し、支援体制を構築することが求められます。
- ⑥ 両毛圏域（足利市、佐野市）
- 地域生活支援拠点等の機能の充実

地域生活支援拠点等について、関係機関との情報共有や連携により、その機能を有効に活用し、緊急時の短期入所受入等に対応していくことが求められます。
 - 精神障害に関する協議の場の設置

保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市などとの重層的な連携による支援体制を構築することが求められます。

(2) 今後の方向性

障害福祉サービス等の提供については、地理的要因や人口規模など様々な要因から各障害保健福祉圏域間又は圏域内において差が生じている状況にあります。一方、地域で生活するための居住の場の確保など、全県的な課題となっているサービスもあります。こうした課題に対して、以下のとおり地域における社会資源の確保に向けた取組が重要となります。

- 相談支援体制の強化

個々の障害当事者の幅広いニーズと様々な社会資源の間に立って、多様なサービスを効果的に結びつけていくとともに、社会資源の改善や開発の推進を具体的に図っていくためには、相談支援専門員の役割が重要となります。そのため、相談支援従事者の研修を充実させて、相談支援専門員の確保と質の向上を図っていく必要があります。

また、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所へのスーパーバイズや事業所間の連携等により、相談支援体制の充実・強化を図ります。

○ 自立支援協議会の活用

居住の場の確保やサービスの不足については、市町が自立支援協議会を十分に活用することなどにより、個別事例の検討を通じて地域で不足するサービス等を具体的に分析し、データを示しながら事業者や関係機関に対して実施に向けた取組を促す必要があります。

また、自治体と事業者等がサービスの充実にに向けた有機的な連携を行うなど、関係機関が協働して対応します。

○ 広域的連携の強化

新たな社会資源を迅速に開発することは容易ではないことから、圏域内の既存の社会資源を適切に組み合わせて活用することが重要となります。そのため、県や各市町、障害福祉サービス事業所等は、地域の課題を圏域内で共有し、相互連携の強化により、効果的なサービス提供を図ります。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者等が地域の一員として、安心して自分らしく生活できるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者、当事者、家族等による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。

■ 計画策定の経過

令和5(2023)年7月	圏域調整会議を実施
令和5(2023)年8月2日	栃木県自立支援協議会を開催
令和5(2023)年10月	圏域調整会議を実施
令和5(2023)年11月20日	栃木県自立支援協議会を開催
令和5(2023)年11月22日	栃木県障害者施策推進審議会を開催
令和5(2023)年12月22日から令和6(2024)年1月21日	県民意見募集(パブリックコメント)を実施
令和6(2024)年2月22日	栃木県自立支援協議会を開催
令和6(2024)年2月28日	栃木県障害者施策推進審議会を開催

■ 栃木県障害者施策推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

阿久津 好彰	(特非) 栃木県障害者スポーツ協会理事兼事務局長
畦上 恭彦【会長】	国際医療福祉大学教授
小島 泰久	宇都宮市保健福祉部長
白井 新	栃木県身体障害者団体連絡協議会理事
高澤 茂夫	(特非) 栃木県障害施設・事業協会副会長
竹下 純	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木障害者職業センター所長
田崎 英子	栃木県精神保健福祉会理事
玉木 朝子	栃木県難病団体連絡協議会顧問
土沢 薫	宇都宮共和大学元教授
野原 辰男	栃木県特別支援学校教育振興会理事長
星野 雄一【副会長】	(地独) 栃木県立リハビリテーションセンター理事長
前沢 孝通	(一財) 栃木県精神衛生協会副会長
三浦 恵理	栃木県自閉症協会理事
三品 朋子	栃木県心身障害児者親の会連合会理事
渡辺 修宏	公募

■ 栃木県自立支援協議会委員名簿

(50音順、敬称略)

浅井 秀実	(一社) 栃木県医師会副会長
新井 みゆき	栃木県県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター管理者
興野 憲史	栃木県精神保健福祉会会長
工藤 香織	安足健康福祉センター所長 (安足保健所長)
小島 幸子	(一社) 栃木県手をつなぐ育成会会長
櫻井 光一	茂木町保健福祉課長
佐々木 洋友	宇都宮市障がい福祉課長
笹崎 明久	高根沢町障害児者生活支援センターすまいるセンター長
佐山 功	栃木県総合教育センター教育相談部長
長竹 教夫【副会長】	文京学院大学准教授
長谷川 万由美【会長】	宇都宮大学教授
疋田 友子	真岡市障害児者相談支援センター相談支援専門員
前沢 孝通	(一財) 栃木県精神衛生協会副会長
松野 直之	(特非) 栃木県障害施設・事業協会副会長
麦倉 仁巳	栃木県身体障害者団体連絡協議会会長



ナイチュウ

とちまるくん

しょうがい
障害があってもなくても、
て
手を取りあって、とも い
共に生きる。
とちぎけん
栃木県は、そんなしゃかい
社会の
じつげん む
実現に向けてがんば ひと
頑張る人たちを
おうえん
応援しています。

栃木県保健福祉部障害福祉課

TEL 028-623-3490

FAX 028-623-3052

E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp